

うきは市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

うきは市

はじめに



少子化の急速な進行が、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしています。そのような中、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう、社会全体で支援することが求められています。

うきは市ではこれまで、「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や子育て環境の改善等に努めてきました。しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は依然として厳しいものがあります。

近年、核家族化や地域社会の変化など子育てをめぐる環境が大きく変化したことにより、家庭だけでは子育てに対する責任を負いきれなくなっており、さらには虐待などが深刻な問題になっています。

すべての子どもたちが健やかに成長するためには、子ども子育て支援の質や量の充実にともに、家庭、学校、地域、職域などのあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々が協働し支援を行っていくことが求められています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来のうきは市にとっても非常に大切なことです。

こうした状況を踏まえて、今回、うきは市では「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を基本理念とした「うきは市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

うきは市の貴重な宝である子どもたちが、良質な環境で健やかに成長し続けるためにも、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援事業計画」を地域と一体となりながら取り組んでいきたいと考えています。

最後に、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆さまと本計画の策定にあたって熱心にご審議いただきました「うきは市子ども・子育て会議」の委員の皆さま、並びに関係者各位に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

うきは市長 **高 木 典 雄**

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2

第2章 うきは市子ども・子育てを取り巻く状況

1	人口・世帯等の動向	3
2	ニーズ調査結果の概要	8
3	次世代育成支援後期行動計画の総括	17

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1	基本理念	29
2	行動目標	30
3	家庭・地域・事業者・行政の役割	31
4	重点施策	32
5	取組方針	34

第4章 事業計画

1	量の見込みの考え方	41
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	43
3	教育・保育提供体制の確保	44
4	地域子ども・子育て支援事業の充実	51

第5章 計画の推進体制

1	市民や関係機関等との連携	66
2	計画の推進・点検体制	66

資料編	67
-----	----

第1章 計画の概要

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、依然として出生率の低下に伴う少子化が進行しており、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などから、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でない状況にあります。

そうした現状を踏まえ、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが求められています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国では、新たな子育て支援制度の検討を行い、平成24年8月に子ども・子育て関連3法¹を制定しました。平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになっています。

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点等）の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策決定過程等に参画・関与できる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・ 市町村等に合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

¹ 子ども・子育て3法は、以下の3法律の総称

①子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

子ども・子育て関連3法の柱として位置づけられる「子ども・子育て支援法」では、第60条で、国の責任としてこれらの円滑な実施を確保し総合的に施策を推進するための基本的な指針（「基本指針」）を定め、第61条で市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

「基本指針」では、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」について、「すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障すること」、また「地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うこと」としています。

「うきは市子ども・子育て支援事業計画」は、このような「子ども・子育て支援新制度」に対応し、本市として「基本指針」に即した教育・保育及び地域子育て支援事業を総合的に提供し、「子ども・子育て支援法」に基づく施策の円滑な推進を図るための「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、次世代育成支援対策法第8条1項に基づく「うきは市次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐ計画として、子ども・子育て支援新制度による子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【関連計画】

- 第一次うきは市総合計画
- うきは市地域福祉計画
- うきは市障害者計画及び第3期障害福祉計画 等々

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年を対象とします。

4 計画の策定体制

「うきは市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「うきは市子ども・子育て会議」を設置して審議を行いました。会議の委員には、公募で選出した子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事している方をはじめ、教育・保育事業の代表者の方々に参加していただき、幅広く当事者の声を反映するよう努めました。

第2章

うきは市の子ども・子育てを取り巻く状況

第2章

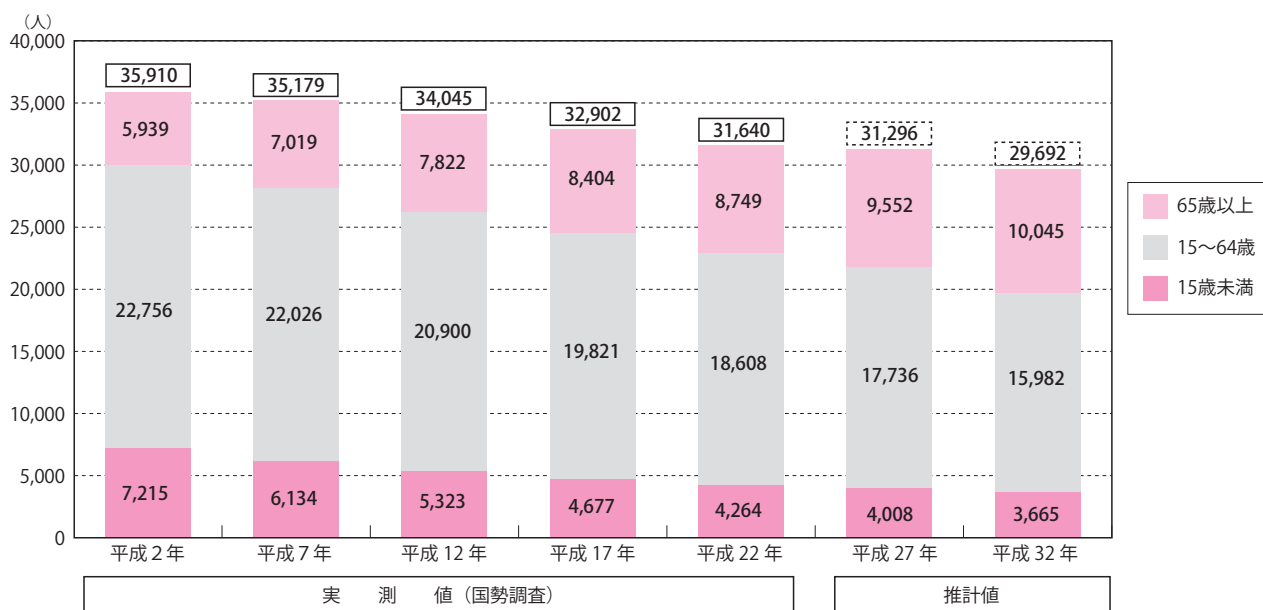
うきは市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向

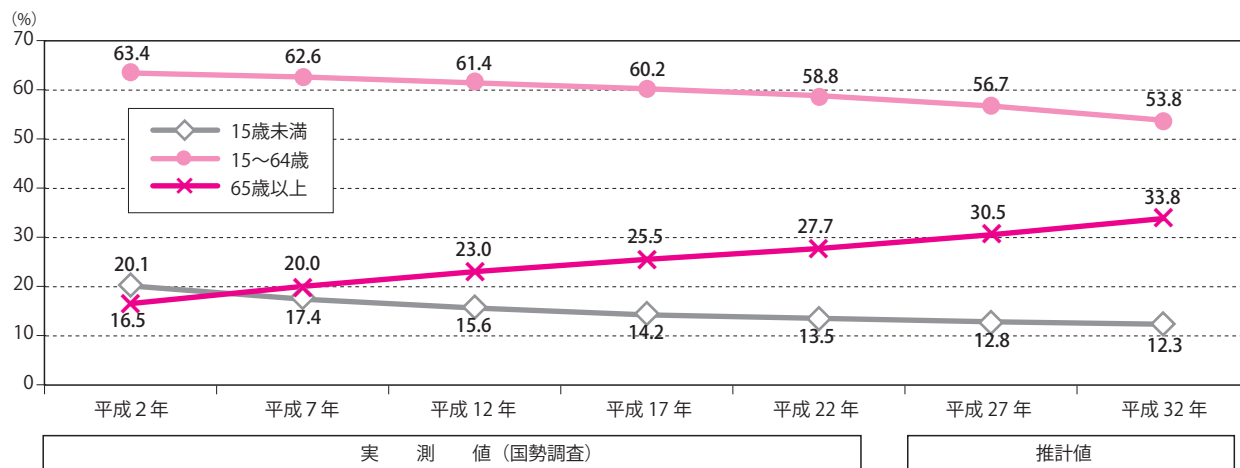
① 人口・世帯数の推移

- 本市の人口は、減少傾向が続き、平成 22 年では 31,640 人となっています。人口推計の結果では、平成 32 年には 3 万人を割り込むことが予想されています。
- 65 歳以上の人口の増加と、15 歳未満の人口の減少という少子高齢化が今後も続く見込です。

■ 人口・年齢別人口の推移 ■

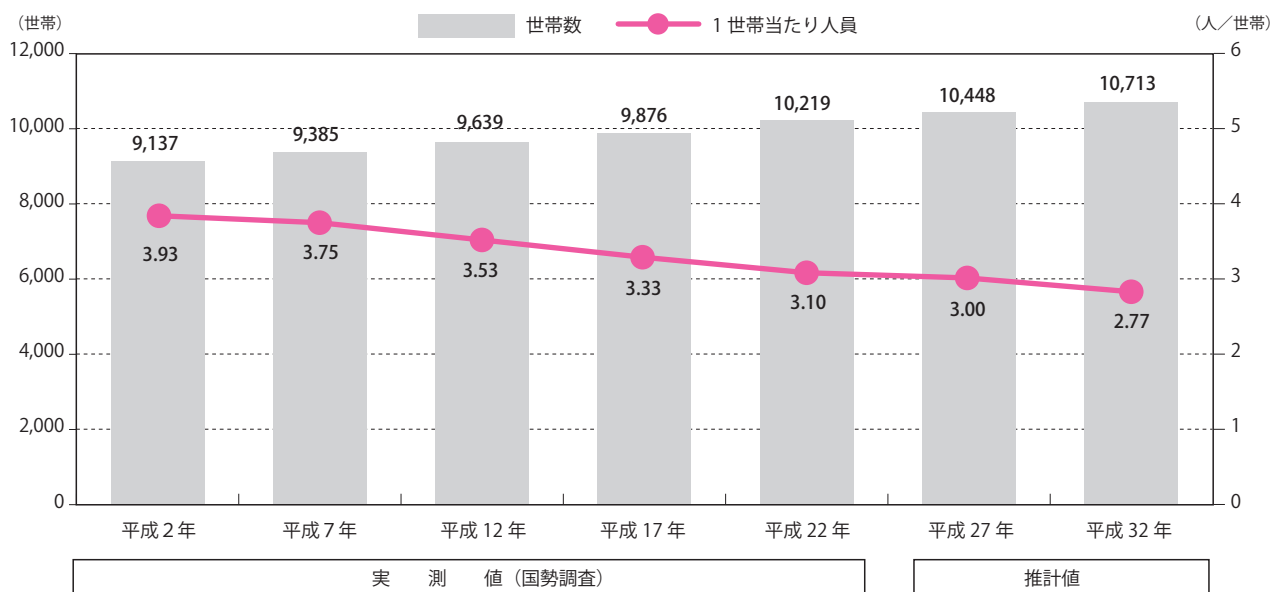


■ 年齢別構成比の推移 ■



- 人口は減少傾向にありますが、世帯数は今後も増加の見込みです。それに伴い 1 世帯当たりの人員は減少し、平成 32 年には 3 人を下回り、核家族化が一層進むものと見込まれます。

■ 世帯数、1 世帯当たり人員の推移 ■

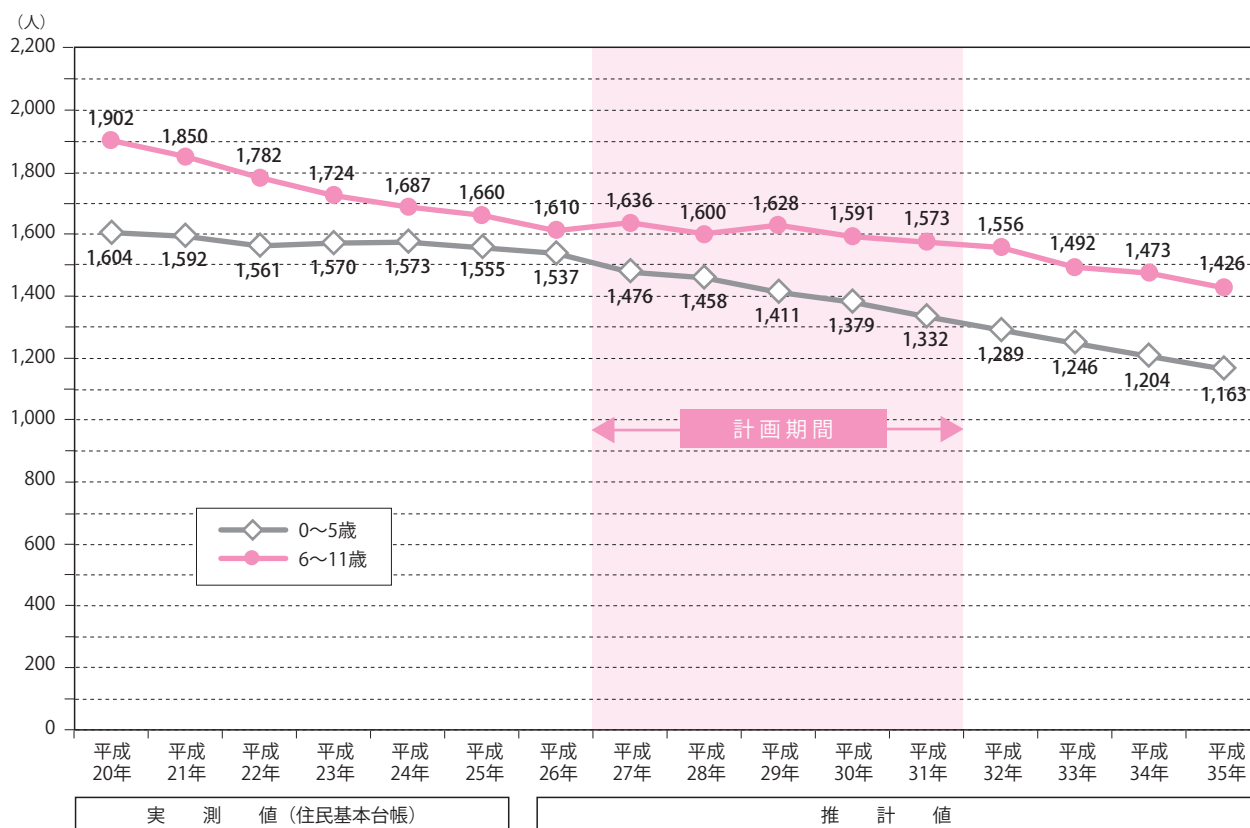


(資料) 平成 2 年から 22 年は国勢調査、平成 27 年、平成 32 年は推計値

② 11 歳以下の子ども人数の推移

- 0 ～ 5 歳以下の子どもの人数は、平成 21 年以降 1,500 人台を維持してきましたが、今後は減少傾向になるものと予想されています。
- 6 ～ 11 歳の子どもの人数も減少傾向が続いています。

■ 11 歳以下の子ども人数の推移 ■

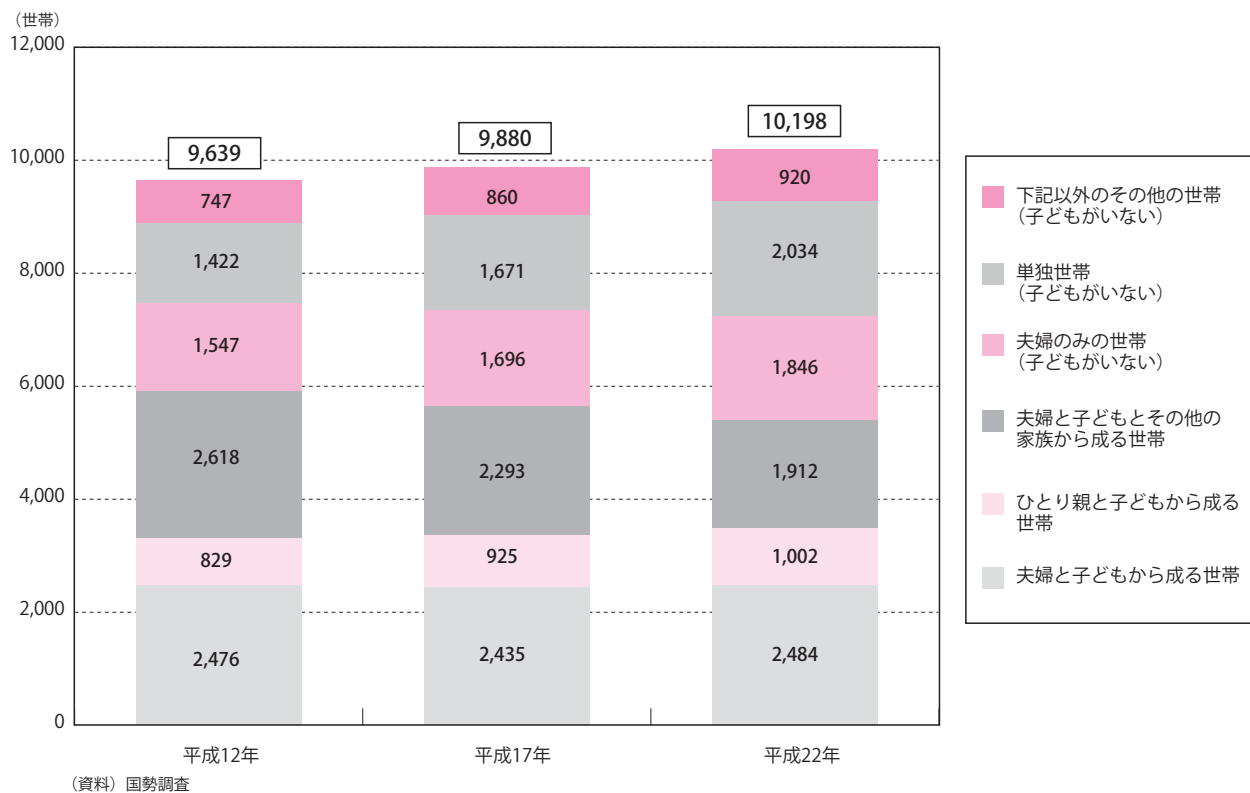


(資料) 平成 20 年から 25 年は住民基本台帳 (各年 4 月 1 日)、平成 26 年以降は推計値

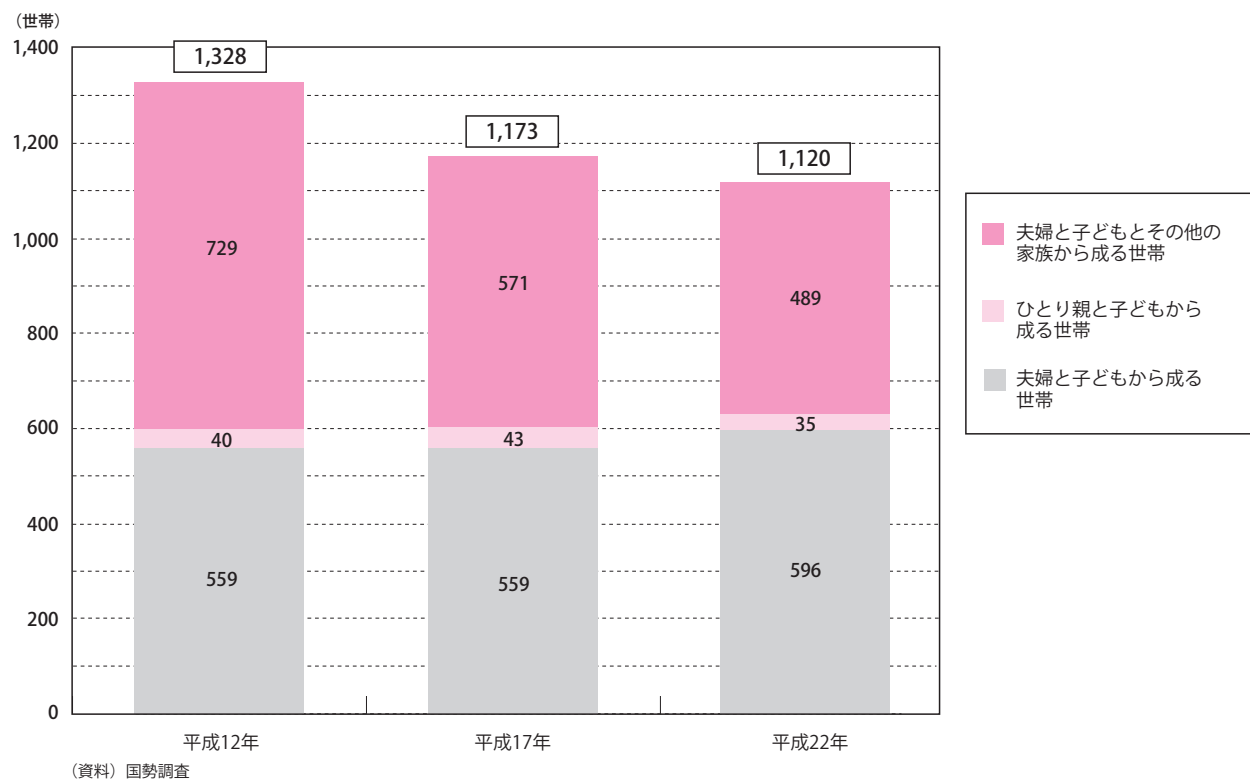
③ 子育て世帯の推移

- 子どものいる世帯では、夫婦と子どもだけの世帯はほぼ横ばい、ひとり親世帯は増加、三世代からなる世帯等は減少傾向にあります。こうしたことから、親と子どもの世帯、いわゆる核家族世帯の割合が増加するものと思われます。
- 6歳未満の子どものいる世帯に限っていても、同様の傾向が見られます。

■ 一般世帯における子どものいる世帯の動向 ■

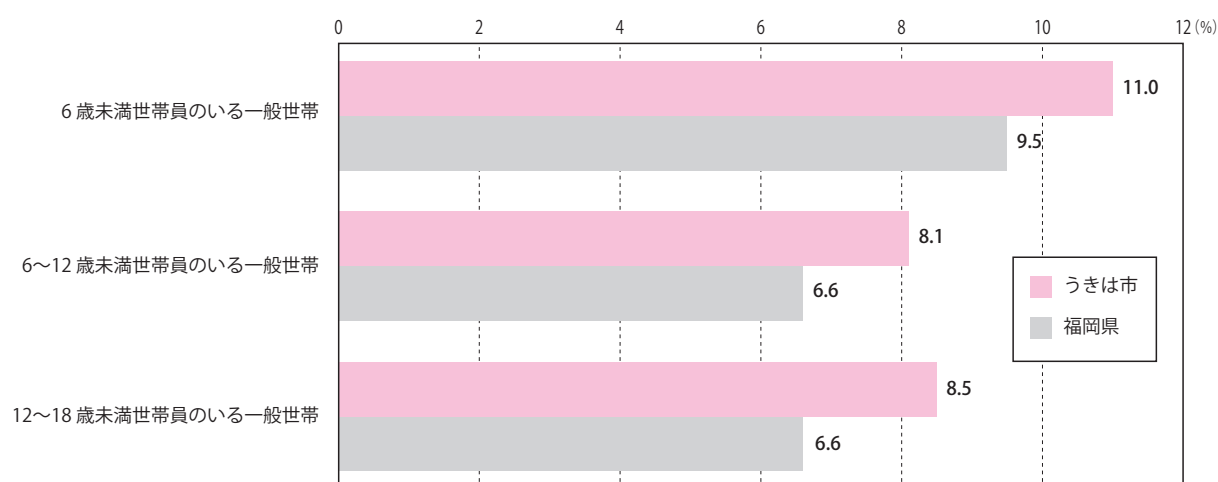


■ 6歳未満の子どものいる世帯の動向 ■



- 一般世帯に占める子どものいる割合を、福岡県と本市で比べると、福岡県よりも本市の方が高くなっています。

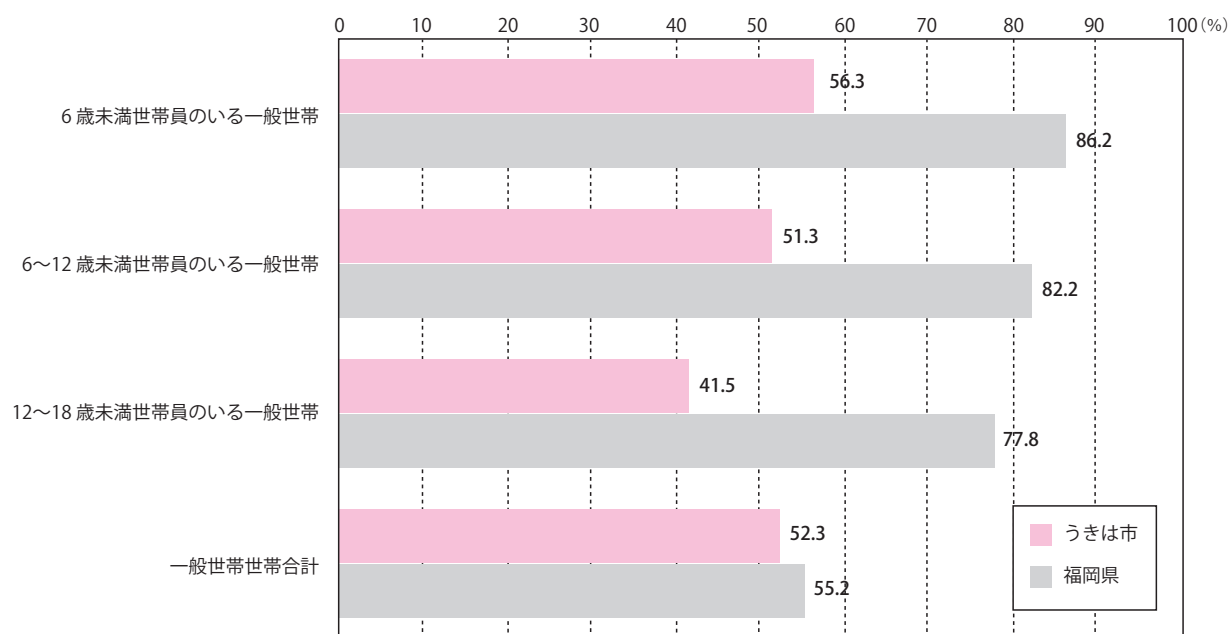
■ 一般世帯に占める子どものいる世帯の割合 ■ (平成 22 年)



(資料) 国勢調査

- 子どものいる世帯において、核家族の割合を福岡県と本市で比べると、福岡県の平均に比べ、本市の割合はかなり低くなっていることから、祖父母等と同居している世帯が多くなっていることがわかります。

■ 一般世帯と子どものいる世帯における核家族の割合 ■ (平成 22 年)

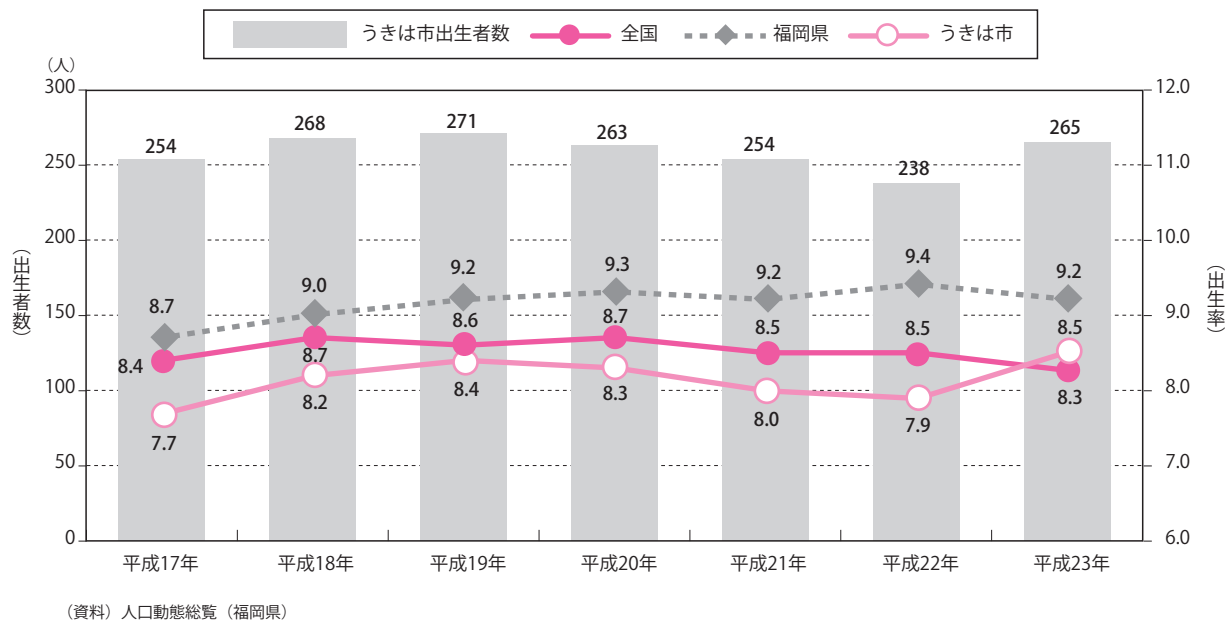


(資料) 国勢調査

④ 出生者数の動向

- 出生者数は、250 人前後で推移していますが、出生率（人口千人当たり出生者数）は、全国や福岡県平均に比べて低い水準で推移しています。

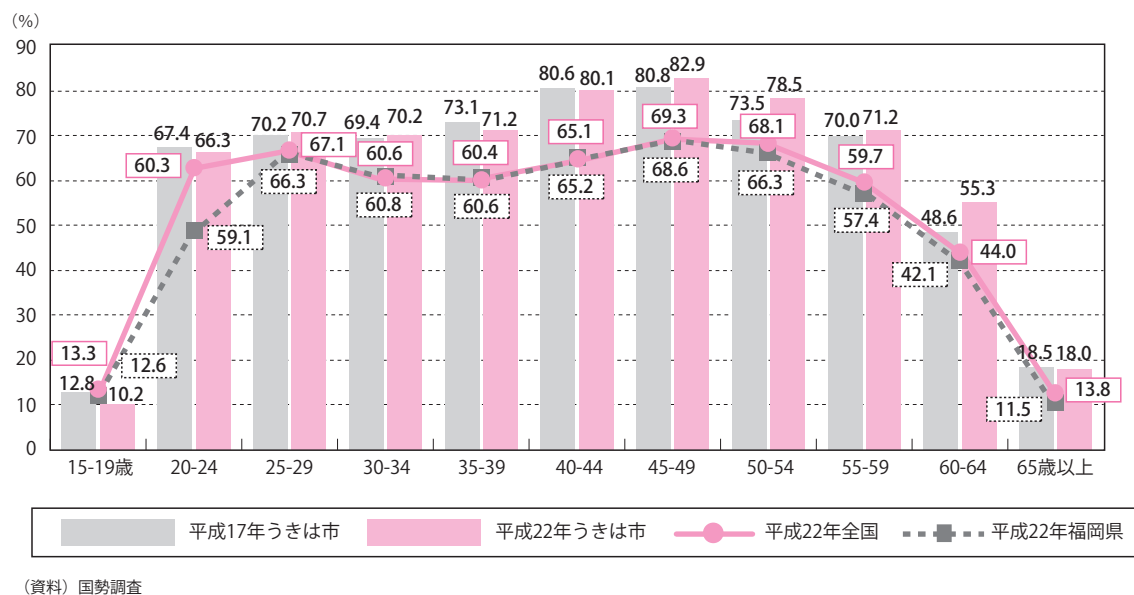
■ 出生者数の推移



⑤ 女性の就労状況

- 本市の女性就労率は、国や福岡県に比べ高い水準にあります。

■ 年齢別就労率 ■ (うきは市女性全体就労率 平成17年49.2% 平成22年48.7%)



2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『うきは市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「うきは市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と 抽出方法	市内に居住する就学前児童のいる全世帯 1,198 世帯の保護者を対象としました。なお、対象となる児童が 2 人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。	市内に居住する小学生のいる全世帯（就学前児童のいる世帯を除く）761 世帯の保護者を対象としました。なお、対象となる児童が 2 人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2. 調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
3. 調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	平成 25 年 11 月～12 月
4. 回収状況	配布数 1,198 回収数 533 回収率 44.5%	発送数 761 回収数 332 回収率 43.6%

■集計にあたっての注意点

- グラフは、パーセントで示しています。
- グラフ中表示している「n =」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
- 算出されたパーセントは、小数点第二位を四捨五入して、小数点第一位までを表示としているため、その合計は必ずしも 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えています。

(2) 就学前児童

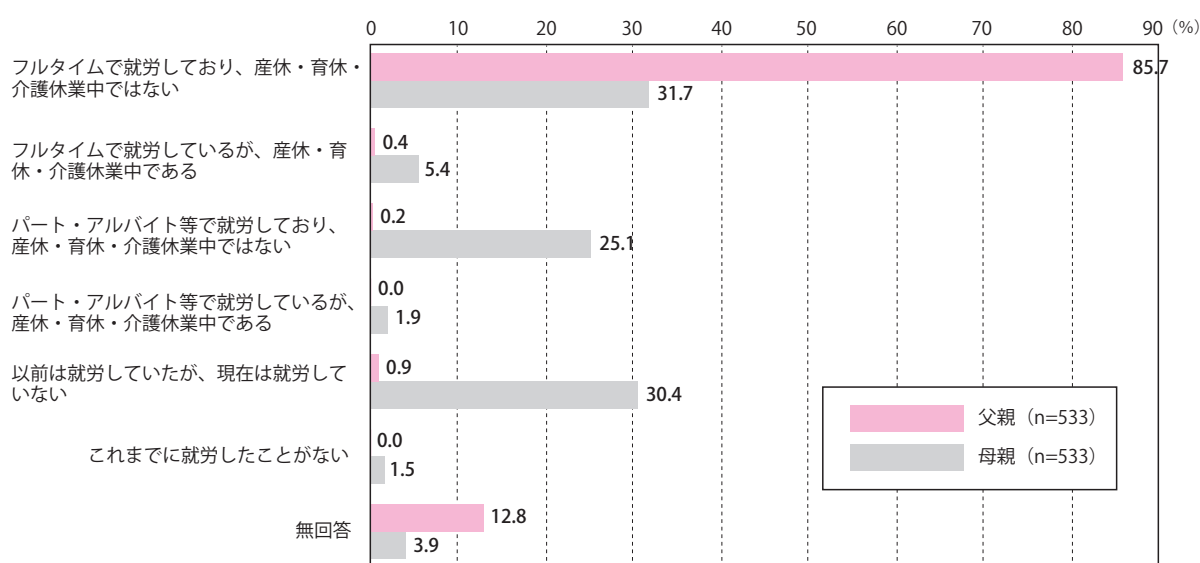
■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.7%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.1%と多くなっています。今は無業の「以前は就労していたが、現在は就労していない」は30.4%となっています。

また、児童年齢別にみると、0歳と1歳では、フルタイム就労の産休・育休・介護休業中の母親がほぼ1割みられます。

父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が85.7%と圧倒的に多く、パート・アルバイトでの就労はほとんどみられません。

【就労状況】



■母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイトをしている母親について、パートタイム・アルバイトからフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が46.5%と最も多く、次いで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が29.9%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が11.8%となっています。フルタイムへの転換希望の人は多くなっていますが、確実に転換できる見込みのある人は少なくなっています。

一方、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」は4.2%と少なくなっています。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「1年より先、一番下の子どもが(3.6)歳になったころに就労したい」が45.9%と最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」も32.9%みられ、就労意欲は非常に強くなっています。

また、母親の希望する就労形態をみると、「フルタイム」は 19.4%にとどまり、「パートタイム、アルバイト等による就労」が 67.2%と圧倒的に多くなっています。

また、母親のパートタイム、アルバイトタイム等による 1 週間当たりの就労希望日数は、4.2 日、1 日当たり就労時間は 5.3 時間となっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

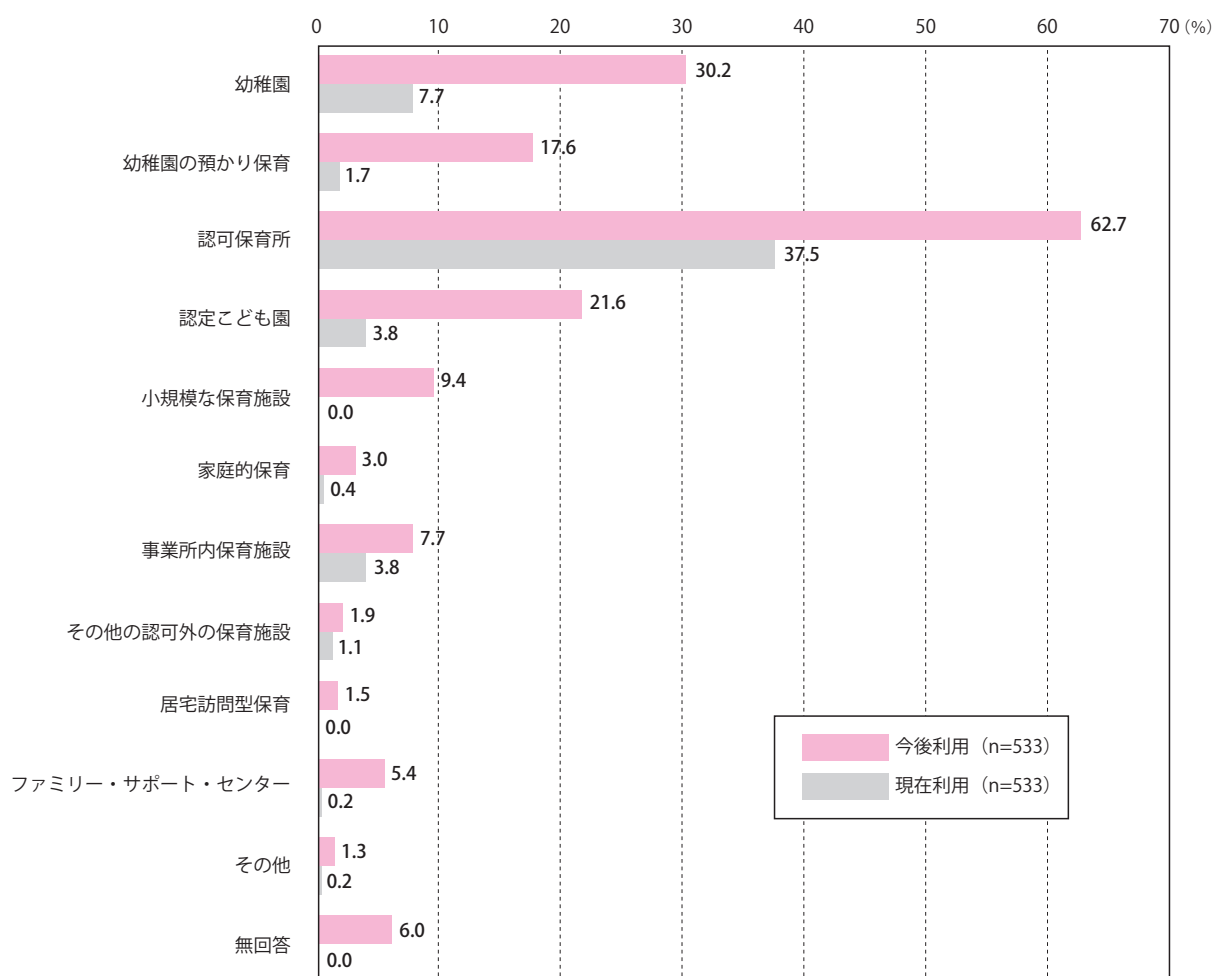
何らかの教育・保育事業を利用している人は 56.4%です。

その内訳としては、「認可保育所」が 37.5%でもっとも多く、次いで「幼稚園」の 7.7%となっています。

児童年齢別にみると、0 歳児では利用率は 19.3%ですが、1 歳児では 42.4%に急増し、2 歳児で 61.0%、3 歳児で 83.9%、4 歳児で 93.3%、5 歳児では 95.4%と、ほぼ全員が利用しています。

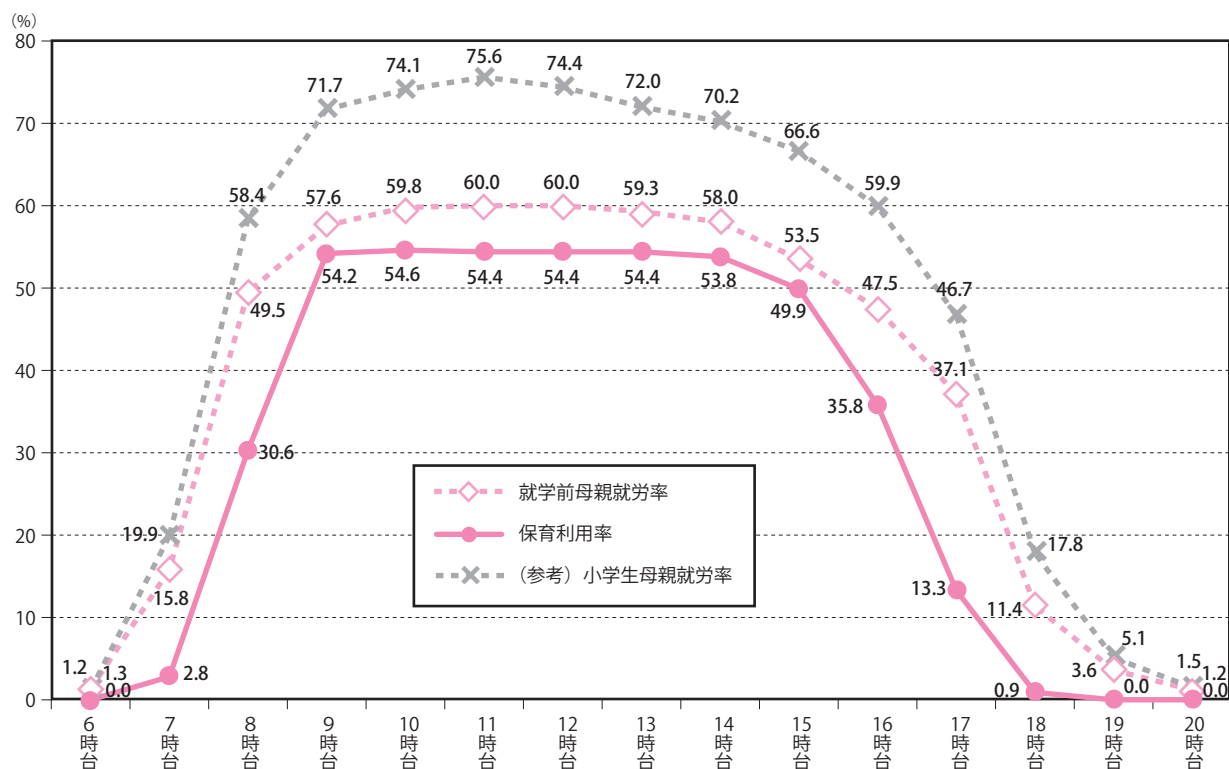
今後、利用したい教育・保育事業としては、「認可保育所」が 62.7%と圧倒的に多くなっています。「幼稚園」は 30.2%と、現在の利用率 7.7%より 22.5 ポイントも上回っています。また、「認定こども園」も現在の 3.8%から 21.6%に、17.8 ポイントも上回っています。

【利用状況と利用希望】



下図は、母親の就労率と保育利用率の関係を示したのですが、9時から15時台では就労率と保育利用率との差は5ポイント前後ですが、午前中の7時台は13.0ポイント、8時台は18.9ポイント、午後の16時台は11.7ポイント、17時台は23.8ポイント、18時台は10.5ポイントと大きくなっています。

【母親就労率と保育利用率の関係】

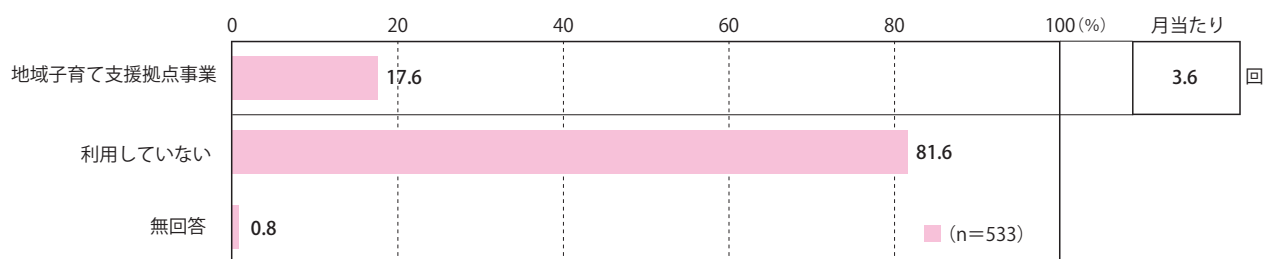


■地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況をみると、利用率は17.6%で、月当たり3.6回となっています。

また、今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が26.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が11.1%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が55.0%となっています。

【利用状況】

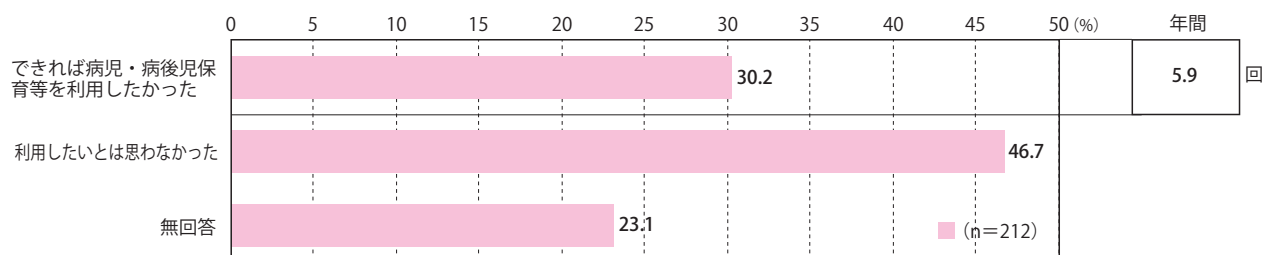


■病児・病後保育の利用希望

父親または母親が休んだ際、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」は30.2%で、年間5.9回となっています。

病児・病後児保育の事業形態については、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が75.0%、「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が53.1%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」が9.4%となっています。

【利用意向】



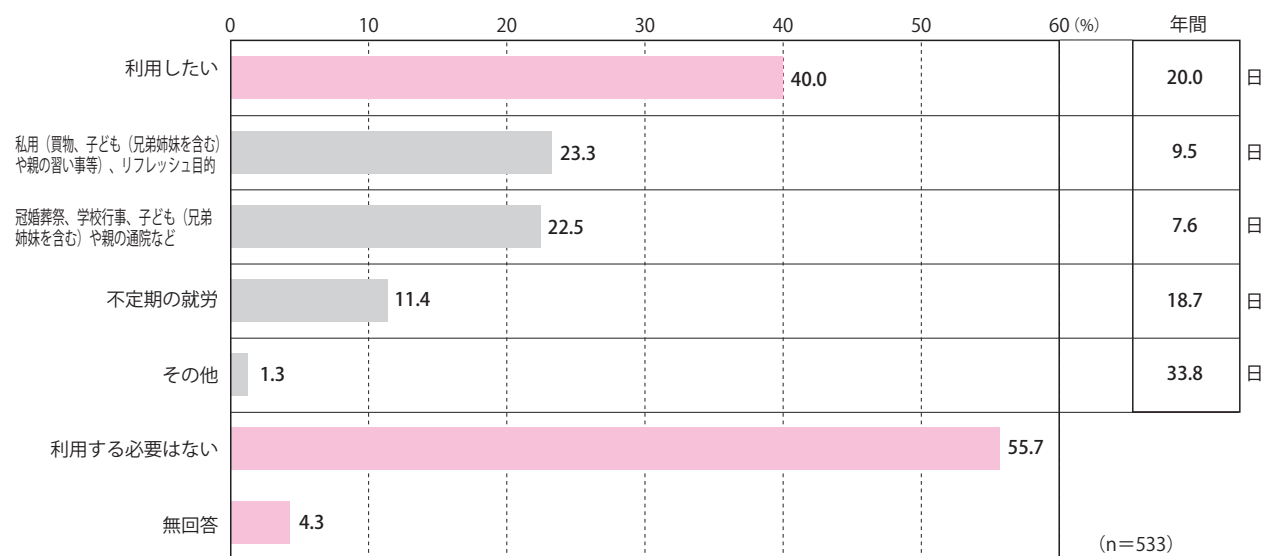
■一時預かりの利用希望

一時預かり等を私用、親の通院、不定期の就労等の目的で「利用したい」は40.0%で、その合計日数は20.0日となっています。

利用目的としては、「私用、リフレッシュ目的」(23.3%)と「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」(22.5%)が多くなっています。

お子さんを預ける場合、どのような事業形態が望ましいと思うかについては、「幼稚園・保育所等で子どもを保育する事業」が90.6%と圧倒的に多くなっています。

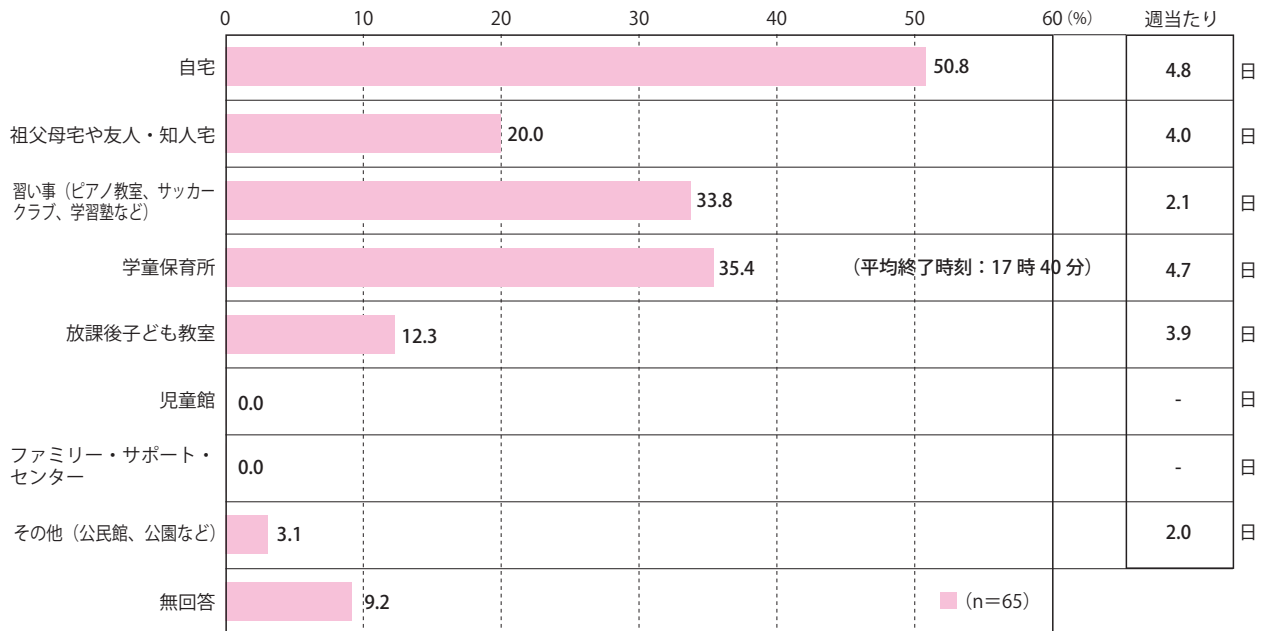
【利用意向】



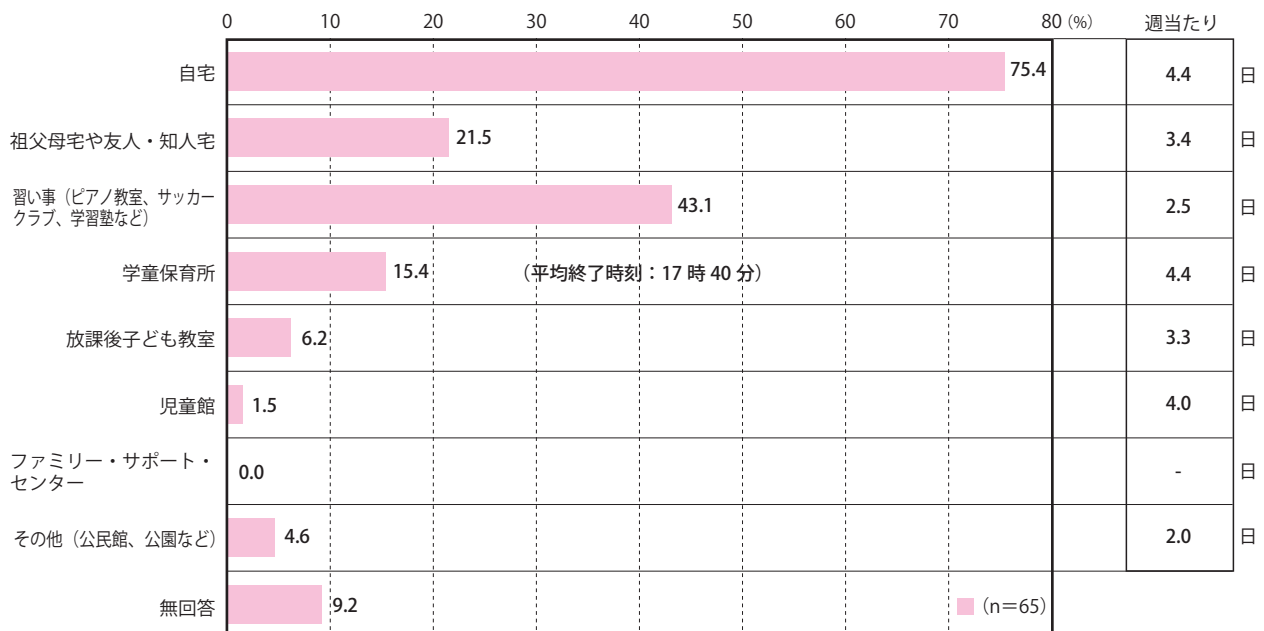
■学童保育所の利用意向

「学童保育所」の利用意向をみると、小学校低学年（1～3年生）では35.4%、小学校高学年（4～6年生）では15.4%となっています。

【低学年】



【高学年】

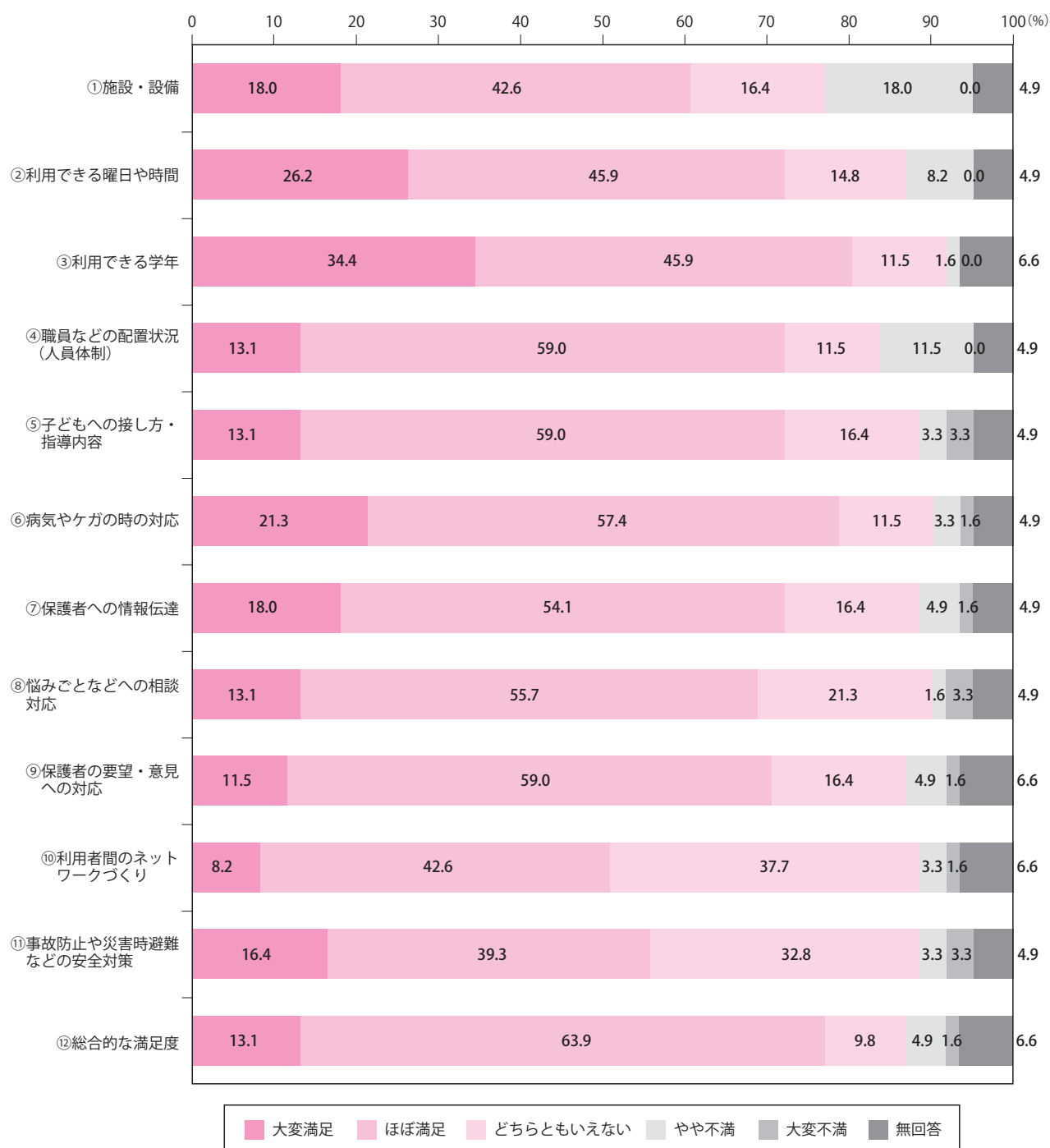


(3) 小学生

■学童保育所の評価

満足度については、下図に示すとおり、「大変満足」、「ほぼ満足」を合わせた満足度をみると、全体的に非常に高い満足度となっていますが、「利用者間のネットワークづくり」、「事故防止や災害時避難などの安全対策」、「施設・設備」については、満足度がやや低くなっています。

【利用評価】

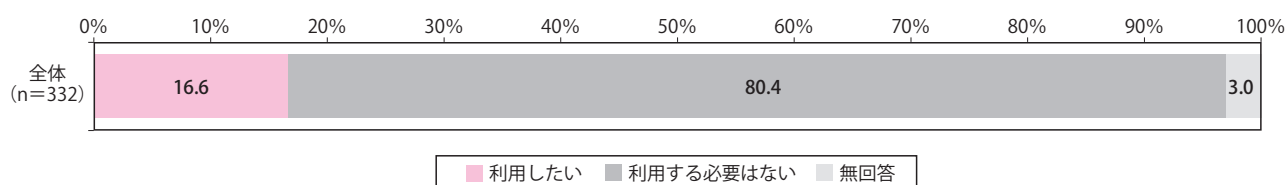


■学童保育所の利用意向

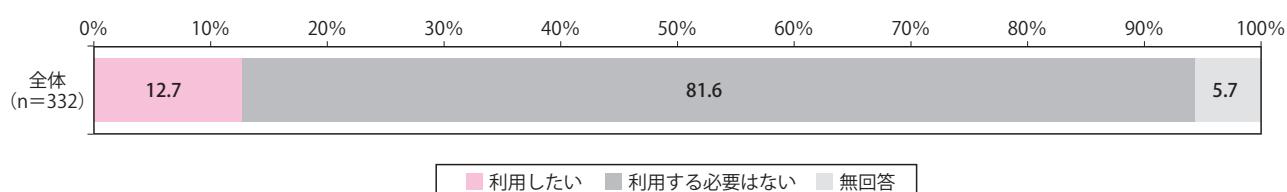
学童保育所の利用意向についてみると、「利用したい」は、平日が16.6%、土曜日が12.7%、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中が24.4%となっています。

また、小学校高学年（4～6年生）時では、10.8%の利用意向となっています。

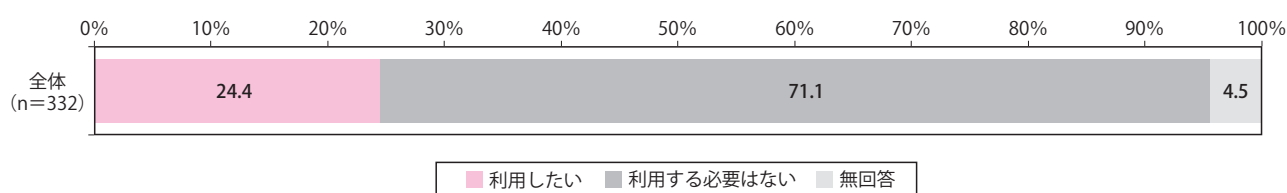
【平日の利用意向】



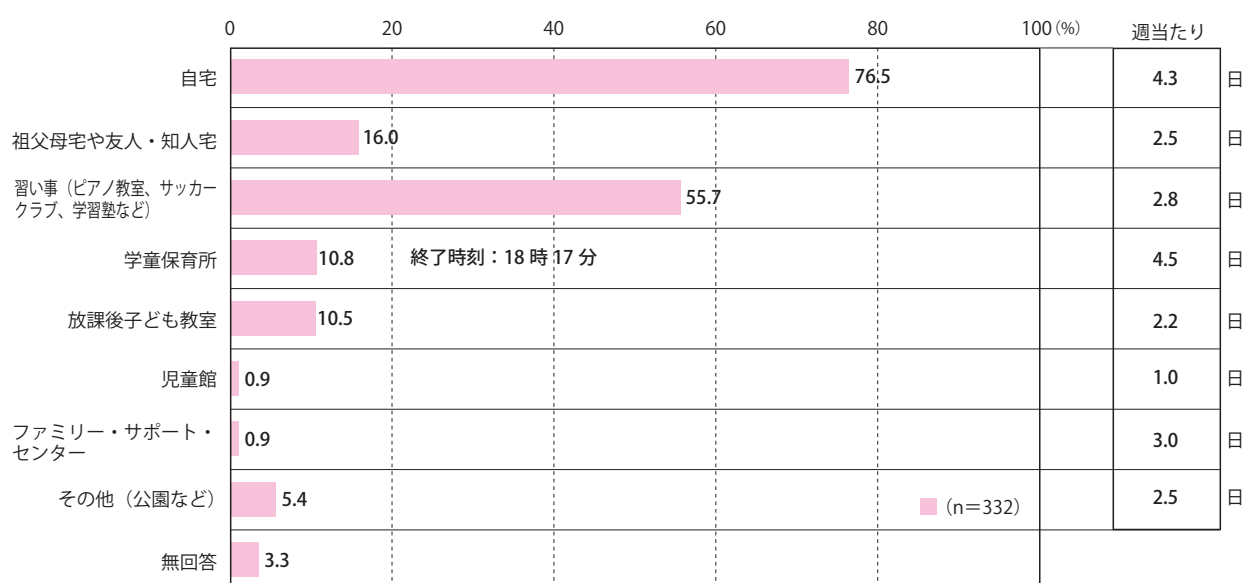
【土曜日の利用意向】



【夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中の利用意向】



【小学校高学年（4～6年生）の利用意向】



(4) ニーズ調査からみえる課題

- 母親の約3人に2人が就労しています。また、現在は就労していなくても、就労を希望する人も多く、教育・保育ニーズは高いことから、今後とも、教育・保育施設の計画的な確保が求められています。
- 現在の就労形態は、正社員だけでなく契約社員や派遣、パートでも長時間か短時間など就労の形もさまざまあり、一口に就労を希望すると言っても、その形態は就労する人の状況により多様化しています。アンケート結果からも、正社員を希望するだけでなく、パート・アルバイトの希望も多くみられます。こうしたことから、教育・保育ニーズも多様化しているものと思われ、量の確保と同時に、それぞれのニーズにきめ細かく柔軟に対応できる教育・保育の質の向上も求められています。
- 教育・保育ニーズは、アンケート調査からもわかるように非常に多くなっています。今回実施した調査では複数回答で希望を聞いていることから、過剰なニーズになりやすい傾向にあります。今後は、こうしたアンケートだけでなく、保育所・幼稚園と連携して教育・保育ニーズがどこにあるのかの情報を普段から収集し、正確な量と質の把握に努めることが重要です。
- 子育ての支援の大きな柱のひとつである地域子育て支援事業の利用率は2割弱にとどまっていますが、今後利用する意向のある人は4割弱みられます。
地域子育て支援事業の利用をより促進するためには、施設の充実・整備を図るとともに、利用していない人へ向けた事業の周知徹底も必要です。
- 病児・病後児保育、一時預かりなどについても、アンケートからニーズの大きさがうかがえます。前述したように、アンケートでは過剰なニーズになりやすい傾向にあることから、これらのニーズについても、今回のアンケートの経験を活かし、実施機関と連携して正確なニーズ量の把握に努めるとともに、きめ細かに対応できる体制づくりが重要となっています。
- 学童保育所については、就学前児童（5歳児）では、小学生になってからの平日利用意向は3割を超えています。小学生保護者調査でも低学年の場合は2割弱が利用意向を持っています。このように学童保育所のニーズは高いことから、より一層の拡充が求められています。
- 学童保育所の評価については、各項目とも満足とする人が非常に多くなっていますが、今後とも保護者の労働等に応じた希望を踏まえ、受入体制の充実等が求められます。

3 次世代育成支援後期行動計画の総括

うきは市次世代育成支援後期行動計画では、“**あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち**”を基本理念に各施策を実施してきました。家族の絆を大切に安心とゆとりを持って子どもがすくすく育つ家庭環境と、ボランティアを含めた子育て支援のさまざまな活動を通じて、地域のふれあいの中で子どもがのびのびと健やかに育つまちの実現を目指しました。各施策の実施状況と今後の課題をまとめると以下ようになります。

基本目標 1 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

① 子どもの基本的な生活習慣を身につけさせるために

- 子どもの基本的な生活習慣の確立を支援するため、市役所西別館とうきは市民センターで毎月1回「子育て相談」を実施しています。平成25年度は、延べ481人の利用があり、発育に関する相談が多く寄せられています。
今後、核家族化の進行、地域コミュニケーションの希薄化が進むことが予想されることから、より一層の相談機能充実が求められています。
- 4か月児を対象に毎月「離乳食教室」を開催し、乳幼児期からの正しい食事のあり方について指導しています。平成25年度の参加率は54%で、今後第1子の母の参加を促進することが必要です。
- 園児とその保護者を対象とした農業体験やみそづくり体験、小中学校での地産地消など、食に関心を持ち自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を養う食育教育を推進しています。
食は、子どもが健やかに育つための最も基本的な要件のひとつであることから、今後とも食育の推進が求められています。
- 基本的な生活習慣と規則正しい食習慣を確立するため、乳児健診や保育所の給食試食会等あらゆる機会を通して「早寝・早起き・朝ごはん」の実行を啓発しました。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 朝食を毎日食べる子どもの割合は、就学前児童では増加していますが、小学校児童は横ばいです。
- 夜9時までに寝る就学前児童の割合は、6.4ポイント増加しています。

評価指標	現状 平成21年度	⇒	目標 平成26年度	実績 平成25年調査
朝食を毎日食べる子どもの割合（就学前児童） （小学校児童）	72.7%	⇒	100%	78.6%
	90.5%		100%	89.8%
夜9時までに寝る就学前児童の割合	20.2%	⇒	100%	26.6%

② 子どもと親のコミュニケーションを十分に確保するために

- 乳幼児健康診査や子育て支援センターで取り組む育児講座等で、子どもと親のコミュニケーションのあり方、乳幼児期のスキンシップの大切さを啓発しています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 家族の間で十分コミュニケーションがとれていると思う家庭の割合は、微増しています。

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年調査
家族の間で十分コミュニケーションがとれていると思う家庭の割合（就学前児童のいる家庭） （小学校児童のいる家庭）	28.3% 20.6%	⇒	増やす 増やす	28.9% 22.3%

③ 子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化に対応するために

- 毎月、4・7・10・12 か月健診を実施し、1 歳 6 か月児、3 歳児健診は 2 か月に 1 回実施し、乳幼児の健康把握に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進しています。
- 乳幼児健康診査の未受診者に対して、複数回にわたる受診勧奨通知の送付、保健師等による家庭訪問、保育所との連携による受診勧奨を行っています。
- 心身の変化で気になる乳幼児には、年齢に応じて 3 グループに分けて、月 1 回、療育指導教室を開催しています。平成 25 年度は 15 人が指導を受けています。
- 予防接種を推進するために、対象者に個別案内を郵送しています。
- 歯の健康づくりのため、1 歳半から 3 歳までの乳幼児検診時に 4 回のフッ素塗布、保育所ごとの歯科検診指導をしています。
- 乳幼児時期の事故防止のため啓発パンフレットの配布、保育所、小学校での交通安全教室を実施しています。交通事故対策要領を作成した小学校もあります。
- こども 110 番の家の設置を促進するとともに、シルバー保安官による見守り等を実施しています。
- 次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境をつくるため、地域の小児科医の協力と医療機関の連携により、久留米広域小児救急センターでの診療を実施し、夜間の小児救急医療体制を地域全体で支援しています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 乳幼児健診の中で、歯のブラッシングの方法についての集団及び個別指導を実施しており、虫歯罹患率は確実に減少しています。

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年調査
乳幼児健康診査の受診率（乳児）	97.7%		100%	97.0%
（1歳6か月児）	97.1%	⇒	100%	96.7%
（3歳児）	85.1%		100%	98.1%
3歳児歯科健康診査虫歯罹患率	61.0%	⇒	0%	26.8%
かかりつけ医をもつ就学前児童のいる家庭の割合	90.5%	⇒	100%	91.7%

④ 子どもの学校生活を充実させるために

- 小・中学校連携で公開授業等の研修会を実施するとともに、全国学力・学習状況調査結果、新体力テスト結果の分析、小学校 1・2 年生の 30 人学級実施等、教育内容の充実に努めています。
- 地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するために、学校評議員が学校長へ助言しています。助言の内容は、学校経営要綱に反映されます。
- 中学生の社会体験的な学習の場として、市内事業所の協力を得て 3 日間の職場体験活動を実施しています。

⑤ 子どもがさまざまな活動や体験をするために

- 子ども会活動を支援するため、指導者講習会を開催し、リーダー、ジュニアリーダーの育成に努めています。
- 平成 25 年度開校した「うきは市民大学、子ども未来学部」で「鷹取登山」や「壱岐島夏休み感動体験」等の自然体験、「親子陶芸教室」「米粉パン教室」等の親子の交流を促進する取組を実施しています。また、うきは市議場を使用し、子どもたちによる「子ども議会」も開催しています。
- 「小塩の里のホタルまつり」や「延寿寺曾根のはぜ祭り」等、地域に愛着を高める活動を促進しています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 地域活動やグループ活動に参加したことがある小学校児童の割合は、6.5 ポイント増加しています。

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年調査
地域活動やグループ活動に参加したことがある小学校児童の割合	61.9%	⇒	増やす	68.4%

⑥ 子どもの人権を守るために

- 要保護児童対策地域協議会を設置して、25年度は代表者会議1回、実務者会議4回、ケース検討会議17回を開催しました。162名（78世帯）の児童に関する相談・支援を実施して、要保護児童の早期発見や適切な支援を行っています。
- 平成25年度は中学校2校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校に対応しています。
- 不登校児童生徒には、適応指導教室「キー・ノート」を運営し、学校復帰を目指した支援を行っています。平成25年度は小学生1名と中学生3名が通級して、その内2名は学校へ復帰することができました。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 不登校児童生徒の出現率は小学生、中学生ともに増加傾向にあります。

評価指標	現状 平成21年度	⇒	目標 平成26年度	実績 平成25年調査
不登校児童生徒の出現率（小学生）	0.45%	⇒	0%	0.97%
（中学生）	2.80%		0%	5.63%

⑦ 障がい児に対する支援充実のために

- 乳幼児検診や保育所等の子どもが多く集まる場所に専門員を派遣し、発達障がい等の早期発見ならびに対応について保護者や保育士に対して指導・助言を行っています。また、乳幼児検診等で見つかった気になる子に対して療育教室を実施し本人ならびに保護者に対する支援を行っています。
- 発達障がい等についての理解を深めるため、相談支援の橋渡しとなる民生委員・児童委員に対して研修会を行っています。
- 学校からの申請により巡回相談を実施し、専門家による検査等を行い対象児童生徒の指導、アドバイスを行っています。平成25年度は45人の巡回相談を実施しました。
- 特別支援学級では、個別の指導計画を作成するとともに、教科によっては通常学級の児童と一緒に授業を受けています。平成25年度は小学校29人、中学校6人が特別支援学級で学んでいます。
- 障がい児に対する保護者の理解を深めるために、幼稚園、保育所に子育て奮闘記等のリーフレットを配布しています。また、子育てガイドブックに相談窓口の案内を掲示しています。
- 障がい児及び保護者の相談窓口・交流の拠点として、総合福祉センター内に「ホットスペースうきは」を開設し、相談支援員による相談支援を行っています。
- 障がい児通所サービス、日中一時支援などを行う事業所との連携を強め障がい福祉サービスの充実に努めています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 可能な限り保護者の望む保育所で受け入れを行っています。
- 学童保育所では、障がい児に対する加配保育士に充てる補助金を交付して受け入れを推進しています。

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年調査
障がい児を受け入れている保育所の数	3 か所	⇒	増やす	7 か所
障がい児を受け入れている学童保育所の数	1 か所	⇒	増やす	5 か所

基本目標2 安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができるまちづくり

① 健康で安全な妊娠と出産のために

- 母子健康手帳の交付と面接指導を行うとともに、助産師等が必要に応じて若年妊産婦やうつ傾向にある妊産婦等の随時訪問を行っています。
- 妊婦を対象に、毎月母親学級を開催し、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行っています。
- 母子手帳交付時に喫煙による胎児への影響について説明しています。また、妊娠前後の喫煙本数を聞き取り禁煙を勧めています。
- 特定不妊治療に対する助成制度を、ポスター掲示等により啓発しています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 妊娠中に喫煙する人、飲酒する人ともに減少傾向にあります。

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
妊娠 11 週以前の妊娠届け出率	82.8%	⇒	90%	89.5%
妊娠中に喫煙する人の割合	7.3%	⇒	0%	3.8%
妊娠中に夫が喫煙している人の割合	—	⇒	0%	57.9%
妊娠中に飲酒する人の割合	1.3%	⇒	0%	1.0%

② 育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために

- 「子育て相談」をうきは市役所西別館とうきは市民センターで、毎月各 1 回行っています。
- 子育て支援センター「こども交流室」、及び「遊林ランド」では随時子育て相談を受け付けています。また、月に 1 回育児講座を開催して学習の場の充実に取り組んでいます。
- 子育て支援センターでは、民間の子育てグループ「ひよこクラブ」「ちびっこ広場」等に対して支援を行っています。
- 男女共同参画センターでは、子育てボランティアの養成支援として、平成 25 年度に「保育サービス講習会」を実施し 17 名が受講しました。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 子育てサークル等に現在参加している就学前児童の保護者の割合は減少していますが、子育てが楽しい保護者の割合、子育て支援センターを知っている就学前児童の保護者の割合は微増しており、少しずつ活動の効果があらわれているものと思われます。

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
子育てサークル等に現在参加している就学前児童の保護者の割合	8.5%	⇒	増やす	3.9%
子育てが楽しい保護者の割合 (就学前児童のいる家庭)	87.0%	⇒	100%	90.6%
(小学校児童のいる家庭)	83.3%		100%	86.7%
子育て支援センターを知っている就学前児童の保護者の割合	83.7%	⇒	100%	84.8%

③ 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

- 冠婚葬祭、リフレッシュしたい時、不定期の就労時に、安心して子どもが預けられる一時預かりは、若葉保育園と遊林愛児園で実施しています。

今後は、就労の多様化等によりニーズの増加が予想されることから、より一層の充実が求められています。

【評価指標でみる目標到達状況】

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
一時預かりの実施施設数	2 か所	⇒	2 か所	2 か所

④ 家族で協力して子育てをするために

- 男性の積極的な子育て参加を促進するため、「パパ＆ママの育児奮闘記」「男の 30 分クッキング教室」を開催しました。

(平成 25 年度の各教室への延べ参加人数)

「パパ＆ママの育児奮闘記」 6 組 (12 名)

「男の 30 分クッキング教室」 8 名

【評価指標でみる目標到達状況】

- 家族で十分協力して子育てをしている家庭の割合は就学前児童と小学校児童のいる家庭双方で増加していますが、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合は、小学校児童のいる家庭で減少がみられました。

評 価 指 標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
家族で十分協力して子育てをしている家庭の割合				
（就学前児童のいる家庭）	41.7%	⇒	100%	42.8%
（小学校児童のいる家庭）	33.8%		100%	38.9%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合				
（就学前児童のいる家庭）	69.3%	⇒	100%	73.5%
（小学校児童のいる家庭）	64.4%		100%	62.9%

⑤ 子育てに伴う経済的負担の軽減のために

- 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の適正な支給に努めています。
- 子育てに伴う経済的負担の軽減のために、保育料や小学校就学前までの医療費に対して助成しています。
- 子育て支援センター「こども交流室」で、リサイクル育児用品の回収、貸し出しを行っています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 子育てをする上での悩みとして「子育てで出費がかさむ」をあげた保護者の割合は、就学前児童で 9.4 ポイント、小学校児童で 9.5 ポイント減少しています。

■評価指標での目標到達状況■

評 価 指 標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
子育てをする上での悩みとして「子育てで出費がかさむ」をあげた保護者の割合				
（就学前児童の保護者）	32.9%	⇒	減らす	23.5%
（小学校児童の保護者）	38.4%		減らす	28.9%

① 子育て家庭と地域との連携を確保するために

- 子育てに係る情報提供拠点である地域子育て支援センター「遊林ランド」において、関係機関との連絡協議会を年2回開催し、子育てに係る情報提供体制の整備・充実に努めています。
- 民生委員・児童委員による相談・支援体制の充実を図るために、民生委員・児童委員を対象とした虐待等の児童問題に関する研修会を開催するとともに、県社会福祉協議会等が開催する研修会への積極的な参加を勧めています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 子どものことで地域の人から声をかけられることがある保護者の割合、周囲の人（近隣、友人等）に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合は、平成21年度とほとんど同じ水準にあります。

評価指標	現状 平成21年度	⇒	目標 平成26年度	実績 平成25年度
子どものことで地域の人から声をかけられることがある保護者の割合		⇒		
（就学前児童の保護者）	83.9%		100%	82.9%
（小学校児童の保護者）	83.8%		100%	82.9%
周囲の人（近隣、友人等）に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合		⇒		
（就学前児童の保護者）	69.5%		100%	68.8%
（小学校児童の保護者）	74.8%		100%	73.5%
子育て支援ボランティアグループ数	1	⇒	増やす	3

② 地域の人々との交流を促進するために

- 保育所では地域の行事等に積極的に参加するとともに、お茶会や陶芸教室等を開催し、地域住民との交流を図っています。
- 25年度は地区公民館活動費補助金を交付して、各地区公民館のさまざまな行事や地域活動等の社会教育活動を支援しました。
- 家庭・地域の教育力向上のため、うきは市青少年育成市民会議主催で「子育てと教育を進める集い」を開催しています。25年度は558人が参加しました。
- うきは保護区保護司会とうきは市青少年育成市民会議の共催で「うきは市青少年弁論大会」を開催し、25年度は高校生弁士3名、中学生弁士12名が参加しました。

③ 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

- 保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図るため、延長保育や休日保育等を実施しています。
- 保育サービスの充実を進めるため、公立保育所の統廃合を行っています。
- 学童保育所では、御幸学童保育所の児童数増加に対応するため、25年度は2か所に分割して実施しました。
- ハローワーク・県筑後労働者支援事務所と連携をとり、「子育て女性の無料就業相談」を毎月1回実施するなど情報提供を行っています。
- 休業制度活用促進のため、25年度は市内事業所24社をまわり、誰もが働きやすい職場づくりのために「子育て応援宣言企業」登録の推進、妊娠・出産時の不利益取扱いの禁止のための「ハラスメント防止研修会」の案内等を行いました。
- 「パパ＆ママの育児奮闘記」「男の30分クッキング教室」を行い、男女が協力して育児を行うことで、仕事と家事育児を両立できるよう支援を行いました。

【評価指標でみる目標到達状況】

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
認可保育所入所定員（保育所数）	935 人（12）	⇒	850 人（7）	840 人（10）
延長保育の実施か所数	4 か所	⇒	4 か所	4 か所
休日保育の実施か所数	0 か所	⇒	2 か所	2 か所
病後児保育の実施か所数	0 か所	⇒	1 か所	0 か所
学童保育所の設置数	8 か所	⇒	8 か所	9 か所
育児休業取得率 （就学前児童の父親） （就学前児童の母親）	0.2% 25.6%	⇒	10% 50%	0.8% 28.7%

④ 子ども連れでも外出しやすいまちにするために

- 公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を随時進めています。
- 子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるよう、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保に努めています。

【評価指標でみる目標到達状況】

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
おむつ交換所が設置されている市の施設数	1 か所	⇒	増やす	3 か所

⑤ 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために

- 子どもたちが安全で安心して利用できるよう、市立公園内の遊具の修理、清掃等を行っています。
- 地域が管理する児童遊園等の整備、補修等に補助金を交付しています。
- 安全な通学路を確保するため、防犯灯・街路灯の設置や啓発活動により交通安全対策を実施しています。
- 朝の交通安全指導、老人クラブへの下校時間連絡、保護者パトロールなど地域ぐるみの交通安全対策を実施しています。

【評価指標でみる目標到達状況】

- 近くに安心して遊べる場がある小学校児童の割合は、平成 21 年度の 48.2%から、7 ポイント増加し、55.2%と半数を超えています。

評 価 指 標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年度
近くに安心して遊べる場がある小学校児童の割合	48.2%	⇒	増やす	55.2%

基本目標4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

① 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけるために

- 小・中学校において、子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、性や性感染症に関する正しい知識を身につけるように指導しています。
- 中学校3年生を対象に、性感染症や避妊法に関する情報提供と予防啓発を実施しています。

② 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくるために

- 子ども自ら、自己の健康状態を管理し、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、健康教育計画により健康教育を行っています。
- 薬剤師会とも連携し、薬物乱用・飲酒喫煙防止の講習会を実施しています。
- 中学校にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、思春期の心の問題にも専門的な立場から指導しています。

【評価指標でみる目標到達状況】

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年調査
周囲の人から大切に思われていると感じる子の割合	—	⇒	増やす	88.8%
朝食を毎日食べている中学生の割合	—	⇒	増やす	79.7%
スクールカウンセラーの配置数	2 人	⇒	増やす	2 人

③ 社会の一員としての自覚と責任をもち、親になる準備を進めるために

- 小・中学校では総合的な学習の時間に、社会の仕組みを知り、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域と連携をとりながら、職場やボランティア活動の体験学習などを行っています。
- 中学 3 年生を対象に赤ちゃんとのふれあいを体験させ、命の尊さや親となることの意味合いを考えさせています。

【評価指標でみる目標到達状況】

評価指標	現状 平成 21 年度	⇒	目標 平成 26 年度	実績 平成 25 年調査
職場体験に参加して有意義だったと感じた中学生の割合	—	⇒	増やす	80.0%
ボランティア活動に参加したことがある中学生の割合	—	⇒	増やす	15.0%

第3章

子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

国が示す次世代育成支援対策推進法の基本理念は、次のようになっています。

次世代育成支援対策推進法の基本理念

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

また、子ども・子育て支援法の基本理念は、次のようになっています。

子ども・子育て支援法の基本理念

(基本理念)

- 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども、子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

このような国の「基本理念」を踏まえ、基本理念を考える上での視点を整理します。

- 本市が目指す都市将来像との整合性を図る必要があります。
- 子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者が親として自覚し成長することを地域全体で支援する必要があります。また、親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- 子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めるため、親族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

本市においては、「次世代育成支援後期行動計画」に掲げた基本理念「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を目指して、次世代育成支援を推進してきました。

この基本理念は、うきは市の将来像を示すものとして変わりがなく、国の基本指針にも合致することから、本計画においても、この理念の趣旨を本市における総合的な子ども・子育て支援の基本的な考え方として引き継ぐこととします。

《基本理念》

あたたかい家庭と地域のふれあいの中で 子どもが健やかに育つまち

家庭や地域は次代を担う子どもの成長基盤です。この計画は、家族の絆が大切にされ、安心とゆとりを持って、子どもがすくすく育つ家庭環境と、ボランティアを含めた子育て支援のさまざまな活動を通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと健やかに育つまちの実現をその基本理念とします。

2 行動目標

計画の基本理念を実現するために、以下の6つの行動目標を定めます。

- | | |
|--------|---------------------|
| 行動目標 1 | 家庭・地域における子育ての支援 |
| 行動目標 2 | 妊産婦や子どもの健康の確保 |
| 行動目標 3 | 子どもが健やかに成長する教育環境の整備 |
| 行動目標 4 | 安全で安心な子育てのまちづくり |
| 行動目標 5 | 家庭と仕事の両立支援 |
| 行動目標 6 | 援助を必要とする子どもや家庭への支援 |

3 家庭・地域・事業者・行政の役割

本計画の基本理念を実現するためには、家庭、地域、事業者、行政など社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという目的を共有し、子どもの育ちや子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2) 地域の役割

子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ成長していきます。そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりを進めていくことも必要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。また、地域社会の一員として、子育て支援に関する活動に積極的に協力するなど社会的な貢献が求められています。

そのため、事業者・職場自体がこのような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図るとともに、市民・団体等の関係者と相互に連携・協働して、総合的に施策の推進に努める必要があります。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていく必要があります。

4 重点施策

（１）児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携により、相談窓口や支援体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや保護者の状況を早期に把握するとともに、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活でさまざまな問題に直面しています。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、母子家庭等日常生活支援事業、保育所及び学童保育所の利用に際しての配慮など各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

（３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で、みんなと一緒に暮らすためには、公的なサービスの充実とともに、市民一人ひとりが障がいのある子どもに対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

障がいのある子どもの健全な発達を支援するために、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供します。併せて、本人や保護者に十分な情報提供を行い、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

また、自閉症スペクトラム、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの特性に応じた適切な教育上必要な支援等に努め、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加ができるための必要な力を培います。併せて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があります。

多様な働き方の支援	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。
育児休業等制度の周知	企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

5 取組方針

行動目標を達成するために、以下のとおり取組方針を定めます。

行動目標 1 家庭・地域における子育ての支援

1 子育て支援体制の充実

施 策	内 容
子育て支援センター事業	乳幼児と保護者同士の交流の場や育児相談などの場を提供し、地域の子育て支援の充実を図ります。育児講座等を開催して、子どもと親がふれあいコミュニケーションを図る大切さを啓発します。
利用者支援事業	保護者が多様なサービスを円滑・適切に選択できるよう、子育て支援に関する情報の集約と提供、関係機関との連絡調整を行います。
相談体制の充実	母子保健事業で行う相談事業や学習事業、子育て支援センターで行う子育て相談等、各種相談機能の充実と連携を図ります。
子育て支援情報の充実	子育て支援情報に関するホームページの充実を図ります。 子育てガイドブックを配布して、子育て支援情報の提供を行います。
地域関連団体への支援	地域において子育てを支援する団体や子育てサークル等の活動を支援します。
子育て支援ネットワークの推進	民生委員・児童委員、教育機関、保育機関、ボランティア、行政等による地域子育て支援ネットワークを構築します。
民生委員・児童委員による支援	子どもや妊産婦を地域で見守り、適切なサービス利用を促進するため、主任児童委員及び民生委員・児童委員と連絡調整を図ります。

2 幼児期の教育・保育サービスの充実

施 策	内 容
通常保育事業	保護者の就労または疾病等の理由により、児童の保育を必要とする場合に、保護者の申込みにより認可保育所で保育を実施します。
一時預かり事業	保護者の急病や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的な保育ニーズに応えるため、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し延長保育を実施します。希望者の利用しやすいサービスの充実に努めます。
休日保育事業	保護者が日曜・祝日の就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応して休日保育事業を実施します。
病児・病後児保育事業	子どもが病気であるために保育所等に預けられない時に病院等で保育する事業です。事業実施を検討します。

認定こども園	すべての子育て家庭に対して教育・保育サービスを提供できる施設です。地域の実情を勘案の上、普及促進を図ります。
私立幼稚園	3歳児からの3年保育を実施しています。幼児の発達を促す適切な教育環境の充実を図ります。
幼稚園における預かり保育事業	幼稚園における預かり保育の充実を図ります。

3 子ども放課後の居場所づくりの充実

施策	内容
学童保育所運営事業	保護者が就労等により放課後留守になる家庭の小学生児童を対象に、学童保育所を実施します。必要な施設の整備、体制づくりに努めます。
放課後子ども総合プラン	小学校の余裕教室等を活用した、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。
読書活動の推進	図書館専用のホームページや広報誌を通して、幼児・児童・中高生へ図書館情報を発信します。

4 子育て世帯への経済的支援

施策	内容
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校終了前の児童を養育している方に手当を支給します。
乳幼児医療費助成事業	児童の健全な育成支援を図り、健康増進に資することを目的に、医療費の一部助成を行います。
子育て用品のリサイクル事業	子育て支援センター等で子育て用品のリサイクル情報の提供及び貸出を行います。

行動目標2 妊産婦や子どもの健康の確保

1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

施 策	内 容
母子健康手帳の交付	交付時に保健師等による保健指導を行い、妊娠・出産に関する情報提供や不安の軽減を図ります。
正しい知識の普及・啓発	母親学級を開催し、妊婦自らが母体及び胎児の健康管理を行えるよう支援します。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理のため、妊婦の健康診査に対する補助を実施します。治療や安静が必要な妊婦の状況を把握し、訪問指導等を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。
不妊治療への支援	県の不妊治療助成制度の周知、利用の促進に努めます。
子育て相談事業	気軽に相談できる体制充実と適切な指導・助言を行います。
ブック・スタート事業	絵本を介して親子のふれあいの時間を持ってもらうため、絵本をプレゼントして保護者に絵本の読み方等を説明します。

2 子どもや母親の健康づくり

施 策	内 容
乳幼児健康診査の充実	先天異常などの疾病や心身障がいを早期に発見するとともに、未受診児の把握に努め適切な保健指導を行います。
生活習慣病予防の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。
食育の推進	食物の生命と労働の価値を学ぶ「食・農教育」を進めます。 健康で安全な給食の確立と地産地消の拡大を進めます。
予防接種の推進	予防接種の効果や受け方を保護者が理解し適切に受けられるよう、情報提供に努めます。
歯の健康づくりの充実	1歳半から3歳までの乳幼児健診時に4回のフッ素塗布を行うとともに、集団・個別指導を充実して虫歯罹患率の低下に努めます。
健診後フォローの充実	発達等で経過観察の必要のある子どもや、育児面で不安や心配のある親子を対象に療育指導教室等の充実を図ります。
小児医療体制の充実	休日・夜間の救急医療体制を充実するとともに、小児救急医療体制や適正な受診について周知を図ります。

行動目標3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備

第3章

子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 信頼される学校づくり

施 策	内 容
教育内容の充実	創意工夫を活かした各学校の特色ある教育活動を進め、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育内容の充実に努めます。
地域に開かれた学校づくりの推進	地域の人材を活用した教育活動を進め、家庭や地域との連携協力による自主・自立的な学校運営を進めます。
豊かな心を育む教育の推進	職場体験や宿泊研修などの体験活動を活かした道徳教育・福祉教育の推進に努めます。
図書館利用の促進	学校図書館と市立図書館の有効な活用を促進し、図書館機能の充実に努め、読書に親しむ環境づくりを進めます。
いじめの解消	いじめ防止基本方針に基づき、誰もがいきいきと過ごせる学校を目指します。
不登校児童生徒への対応の充実	不登校や引きこもりの状態にある子ども達を支援するため、専門相談員を配置します。
カウンセリング機能の充実	不登校や問題行動等の学校への不適応状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うためスクールカウンセラーを配置します。

2 子どもの生きる力の育成

施 策	内 容
子ども会活動の支援	学年を超えた子ども達が各種行事に参加しながら、遊びや交流を楽しむ力等を育む子ども会活動の支援に努めます。
地域へ愛着を高める活動の促進	青少年が郷土を愛し心豊かでたくましく生きる力を持った子どもに育つよう、市内外の自然や歴史、文化に触れる体験活動を実施します。
豊かな心の育成	生命の尊さを学び、思いやりの心を育む体験学習を実施します。
健やかな体の育成	体力向上を図る取組や健康教育、食育を推進して子どもの健やかな成長を支援します。

3 思春期保健対策の充実

施 策	内 容
思春期保健体制の充実	思春期に性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図ります。
思春期相談の充実	思春期の児童・生徒の心や身体の問題に対する相談体制の充実に努めます。

行動目標4 安全で安心な子育てのまちづくり

1 良好な住環境の整備

施 策	内 容
公園整備の推進	子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や児童遊園の整備充実に努めます。
公営住宅の整備	ゆとりを持って子どもを産み育てることができる環境を整備するため、公営住宅の整備にあたっては子育て世帯への配慮に努めます。

2 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

施 策	内 容
防犯対策の推進	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって犯罪の発生を減らす取組を推進します。
「子ども 110 番の家」の登録推進	緊急時に児童・生徒が避難できる「子ども 110 番の家」の登録を推進し、子どもたちの身の安全の確保に努めます。

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施 策	内 容
安全な通学路の確保	子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、ドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めます。
安全な道路環境の整備	ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。

行動目標5 家庭と仕事の両立支援

1 「仕事と生活の調和」の実現

施 策	内 容
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業者、地域住民等への意識啓発に努めます。
男女共同参画意識の啓発	男女が共に個性と能力を発揮いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めます。
父親の家事・育児への参加促進	家事・育児等は家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画を促進します。

1 児童虐待防止対策の充実

施 策	内 容
児童虐待の予防及び早期発見	自分の行為が虐待ではないかと悩む親や、虐待を見たり聞いたりした人が早期に相談・通報できる身近な相談体制を整備します。
家庭児童相談員設置	子どもに関するさまざまな問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を行い、要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。
児童虐待防止体制の充実	医療・保健・福祉・教育・警察他関係機関で組織する要保護児童地域対策協議会の機能充実に図り、組織的かつ専門的な対応に努めます。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により特に養育支援が必要と思われる家庭を訪問して、相談、指導、助言などを行います。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

施 策	内 容
児童扶養手当	18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。（所得制限あり）
母子家庭等日常生活支援事業	一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。
母子家庭等高等技能訓練促進給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため養成機関で2年以上のカリキュラムを修業している場合に生活資金を給付します。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭や父子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。
ひとり親家庭の医療費助成	母子家庭や父子家庭の医療費の助成を行います。

3 障がい児施策の充実

施 策	内 容
療育体制の整備・充実	療育相談、療育指導、各種専門療法、リハビリテーションなどのサービスが身近に利用できるよう、療育体制の整備・充実を図ります。
保育・教育の充実	一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等に努めます。
特別支援教育の推進	身体・知的障がい、自閉症、発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。
保育所等訪問支援事業	障がい児が集団生活を営む施設等を訪問し、障がい者本人が集団生活に適応できるよう支援します。
放課後等デイサービス事業	障がいのある児童・生徒の居場所づくりのため、特別支援学校等の放課後や長期休業期間などに活動できる場の確保を図ります。 医療機関が行うデイケアを利用している障がいのある児童・生徒に対しては送迎等の支援の充実を図ります。
特別児童扶養手当	20歳未満で心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父または母等に支給します。（所得制限あり）

第4章 事業計画

1 量の見込みの考え方

(1) 人口推計

平成 21 年～ 25 年の 1 歳ごとの人口（各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口）に基づき、平成 26 ～ 31 年の児童人口を推計しました。

【推計方法詳細】

- 平成 21 年から平成 25 年(各年 4 月 1 日現在)の 5 年間の住民基本台帳年齢別人口を基に、コーホート要因法で算出
- 生残率・出生率は、国立社会保障・人口問題研究所の推計した仮定値表（平成 24 年 1 月推計）を使用

■ 推計児童人口 ■

(単位：人)

	実測値	推計値					
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	245	236	228	221	214	206	199
1 歳	239	246	237	229	222	215	207
2 歳	266	245	253	243	235	228	221
3 歳	246	267	245	253	243	235	228
4 歳	301	248	270	247	255	245	237
5 歳	258	295	243	265	242	250	240
就学前	1,555	1,537	1,476	1,458	1,411	1,379	1,332
6 歳	269	259	297	244	267	243	251
7 歳	283	273	262	301	247	270	246
8 歳	241	283	273	262	301	247	270
9 歳	281	239	280	270	259	298	245
10 歳	273	283	241	282	272	261	300
11 歳	313	273	283	241	282	272	261
小学生	1,660	1,610	1,636	1,600	1,628	1,591	1,573
合計	3,215	3,147	3,112	3,058	3,039	2,970	2,905

(2) 家庭類型

量の見込みの算出にあたっては、ニーズ調査の結果から対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下の8種類に類型化しました。

なお、計画では「潜在的ニーズを含めて量の見込みを算出し、それに対応する確保方策を定める」ことが求められていることから、現在の家庭類型と今後の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の分布を算出しました。

■ 家庭類型の種類 ■

タイプ	父母の有無と就労状況	認定区分等
A	ひとり親家族 (母子または父子家庭)	●保育認定 (2号、3号)
B	フルタイム×フルタイム 共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)	
C	フルタイム×パートタイム 共働き家庭 (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
C'	フルタイム×パートタイム 共働き家庭 (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	●教育標準時間認定 (1号)
D	専業主婦・夫家庭	
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	
F	無業+無業	

■ 年齢別に見た家庭類型【現状】 ■

タイプ	A	B	C	C' (パート短)	D	E	E' (パート短)	F	合計
0歳～就学前	8.5%	34.4%	21.5%	4.2%	31.0%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%
0歳	5.8%	28.8%	13.7%	1.4%	50.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1・2歳	6.0%	37.1%	18.5%	2.6%	35.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3歳以上	12.6%	36.6%	30.1%	7.7%	12.0%	0.5%	0.0%	0.5%	100.0%

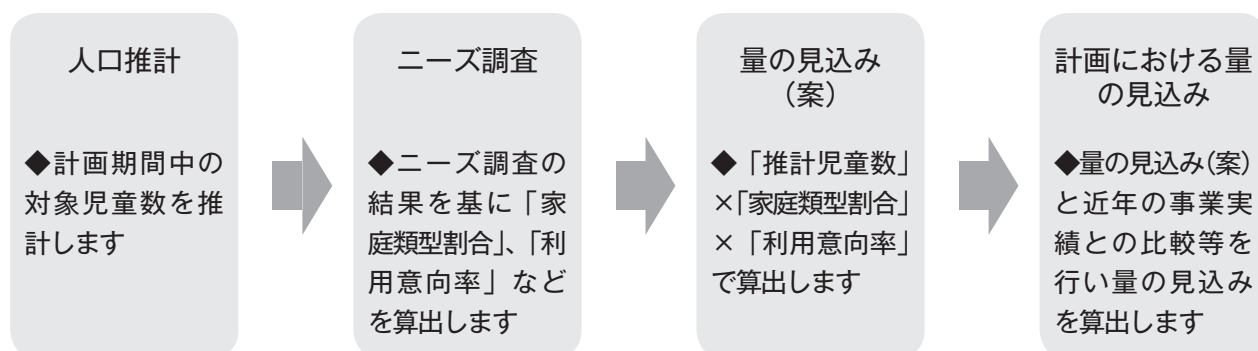


■ 年齢別に見た家庭類型【潜在】 ■

タイプ	A	B	C	C' (パート短)	D	E	E' (パート短)	F	合計
0歳～就学前	8.5%	39.2%	24.9%	4.6%	22.4%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%
0歳	5.8%	36.0%	17.3%	2.1%	38.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1・2歳	6.0%	41.1%	27.2%	2.6%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3歳以上	12.6%	40.4%	29.0%	8.2%	8.8%	0.5%	0.0%	0.5%	100.0%

(3) 量の見込みの算出方法

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、「人口推計」や「ニーズ調査の結果」から算出した「量の見込み（案）」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い、事業計画において必要な「量の見込み」を算出します。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 区域の設定

「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定します。「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案して定めることになっています。

(2) 本市における区域設定

子育て支援サービスを受ける場合、自宅近くの場所を選択する傾向は強いものの、都市基盤整備の進行や自動車等による移動範囲の拡大、さらには送迎等の利便性の観点から、祖父母宅や職場の近くのサービス提供施設を希望する傾向も多くみられます。

そのため、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、うきは市全域を1区域に設定します。

3 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の状況

【保育所】

- 市内の保育所及び認定こども園は、吉井町域 4 か所に対して浮羽町域には 10 か所（へき地保育所 2 か所含む）あり、定員を大きく下回っている保育所も多かったことから、浮羽町域の公立保育所の統廃合が合併時からの大きな課題になっていました。そこで、市では「うきは市幼児保育を考える審議会」の答申等を受けて、現在統廃合の取組を進めています。
- 平成 25 年度はへき地保育所の妹川保育所と新川保育所を休止した上で、平成 25 年度末には小塩保育所と山北保育所を含む計 4 か所を廃止しました。
- 平成 27 年度末には朝田保育所と千足保育所を廃止することが決定しています。これに代わる民間保育所を新たに旧自動車学校跡地に整備して、平成 28 年 4 月から開設する予定です。

【幼稚園】

- 市内には吉井幼稚園（定員 150 人）と保育所型認定こども園の遊林愛児園（短時間定員 30 人）の 2 か所があります。共働き世帯の増加により、どちらも定員を下回った状態が続いています。

■ 在籍児童数の推移 ■（保育所 年度末児童数）

（単位：人）

校区	保育所	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
吉井	（公立）若葉保育園	186	186	184	191	182	189
千年	（公立）千年保育園	75	85	93	98	109	114
福富	（公立）千草保育園	97	101	98	94	89	96
江南	（公立）いずみ保育園	60	51	63	62	68	78
御幸	（公立）朝田保育所	106	97	101	93	101	104
御幸	（公立）千足保育所	64	69	73	68	65	72
御幸	（公立）浮羽保育所	55	56	61	55	53	62
御幸	（私立）御幸保育園	30	30	33	24	33	29
大石	（私立）遊林愛児園	80	87	94	89	113	116
山春	（公立）山春保育所	21	26	35	31	30	57
山春	（公立）山北保育所	48	45	45	45	44	廃止
小塩	（公立）小塩保育所	8	8	9	10	9	廃止
姫治	（公立）新川保育所	2	8	5	4	休止	廃止
妹川	（公立）妹川保育所	12	10	8	9	休止	廃止
市外	広域児童数	4	7	3	3	4	6
	在籍児童数	848	866	905	876	900	923

（※ 1）平成 26 年度は 10 月 1 日現在の入所予定児童数

■ 在籍児童数の推移 ■（幼稚園 年度末児童数）

（単位：人）

幼稚園	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
吉井幼稚園	120	117	116	125	109	113
遊林愛児園（短時間）	23	16	18	16	17	7
在籍児童数	143	133	134	141	126	120

（※2）吉井幼稚園は各年5月1日現在

■ 年齢別在籍児童数（平成26年） ■

（単位：人）

校区	保育所	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
吉井	若葉保育園	17	28	24	41	39	40	189	170
千年	千年保育園	0	10	14	25	28	37	114	90
福富	千草保育園	4	8	8	26	24	26	96	100
江南	いずみ保育園	6	4	17	15	16	20	78	90
御幸	朝田保育所	11	9	11	22	25	26	104	90
御幸	千足保育所	6	4	9	18	15	20	72	60
御幸	浮羽保育所	2	5	8	16	15	16	62	60
御幸	御幸保育園	2	8	6	5	3	5	29	45
大石	遊林愛児園	1	18	11	24	33	29	116	90
山春	山春保育所	3	6	5	9	20	14	57	45
市外	広域入所	2	1	3	0	0	0	6	
合 計		54	101	116	201	218	233	923	840

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
吉井幼稚園				39	29	45	113	150
遊林愛児園（短時間）				0	2	5	7	30
合 計	0	0	0	39	31	50	120	180

■ 保育所入所児童の月別推移（平成 25 年度） ■

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	28	30	32	35	40	46	52	55	58	62	64	63
1歳	86	87	88	88	89	88	89	87	89	90	88	90
2歳	116	115	117	117	116	116	116	115	115	112	112	113
3歳	192	195	195	197	201	203	203	204	204	203	202	200
4歳	237	236	236	233	234	235	234	234	233	232	231	231
5歳	199	201	201	201	203	203	203	202	203	202	202	203
合 計	858	864	869	871	883	891	897	897	902	901	899	900

（２）教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

① 認定区分と利用施設

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が基準に基づき保育の必要性の有無を認定した上で、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用する仕組みになります。認定は、次の１～３号の区分で行われます。

■ 認定区分と利用できる施設・事業 ■

認定区分		子どもの年齢	保育の必要性の要件	施設・事業
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園（特定教育・保育施設）、 確認を受けない幼稚園
	2号	3～5歳	あり （教育を希望）	幼稚園・認定こども園（特定教育・保育施設）、 確認を受けない幼稚園
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）
	3号	3～5歳	あり	保育所・認定こども園（特定教育・保育施設）、 特定地域型保育事業

特定教育・保育施設とは、保育所や認定こども園、及び幼稚園が子ども・子育て支援新制度による市の確認を受けて新制度に移行したものをいいます。

特定地域型保育事業とは、届出保育施設等が子ども・子育て支援新制度による市の認可・確認を受けて地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）を行うものをいいます。

なお、幼稚園が特定教育・保育施設に、届出保育施設等が特定地域型保育事業になるかどうかは事業者の任意となっています。

② 需要量と確保の方策

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		95 人	56 人	590 人	260 人	61 人
確保 方策	特定教育・保育施設※ ¹	9 人	590 人	260 人	61 人	
	地域型保育事業※ ²	0 人	0 人	0 人	0 人	
	確認を受けない幼稚園	134 人	0 人	0 人	0 人	
	市内で確保	143 人	590 人	260 人	61 人	
	他市町で確保	8 人	0 人	0 人	0 人	
	合計②	151 人	590 人	260 人	61 人	
	②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	

※ 1 幼稚園、保育所、認定こども園

※ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		96 人	56 人	596 人	251 人	60 人
確保 方策	特定教育・保育施設※ ¹	9 人	596 人	251 人	60 人	
	地域型保育事業※ ²	0 人	0 人	0 人	0 人	
	確認を受けない幼稚園	135 人	0 人	0 人	0 人	
	市内で確保	144 人	596 人	251 人	60 人	
	他市町で確保	8 人	0 人	0 人	0 人	
	合計②	152 人	596 人	251 人	60 人	
	②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	

※ 1 幼稚園、保育所、認定こども園

※ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		93 人	55 人	576 人	243 人	59 人
確保 方 策	特定教育・保育施設※ ¹	9 人	576 人	243 人	59 人	
	地域型保育事業※ ²	0 人	0 人	0 人	0 人	
	確認を受けない幼稚園	131 人	0 人	0 人	0 人	
	市内で確保	140 人	576 人	243 人	59 人	
	他市町で確保	8 人	0 人	0 人	0 人	
	合計②	148 人	576 人	243 人	59 人	
	②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	

※ 1 幼稚園、保育所、認定こども園

※ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		92 人	54 人	568 人	236 人	57 人
確保 方 策	特定教育・保育施設※ ¹	8 人	568 人	236 人	57 人	
	地域型保育事業※ ²	0 人	0 人	0 人	0 人	
	確認を受けない幼稚園	130 人	0 人	0 人	0 人	
	市内で確保	138 人	568 人	236 人	57 人	
	他市町で確保	8 人	0 人	0 人	0 人	
	合計②	146 人	568 人	236 人	57 人	
	②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	

※ 1 幼稚園、保育所、認定こども園

※ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		89人	52人	549人	227人	57人
確保 方策	特定教育・保育施設※ ¹	8人	549人	227人	57人	
	地域型保育事業※ ²	0人	0人	0人	0人	
	確認を受けない幼稚園	125人	0人	0人	0人	
	市内で確保	133人	549人	227人	57人	
	他市町で確保	8人	0人	0人	0人	
	合計②	141人	549人	227人	57人	
	②－①＝	0人	0人	0人	0人	

※ 1 幼稚園、保育所、認定こども園

※ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

③ 確保方策の考え方

教育（幼稚園及び認定こども園）

● 1号認定及び2号認定①教育希望

市内の教育施設は、吉井幼稚園と認定こども園である遊林愛児園の2か所です。定員は吉井幼稚園150人、遊林愛児園30人、合計180人です。

また、市外の幼稚園に通園している人もいますので、現状でニーズ量は確保できる状況にあります。

保育（保育所及び認定こども園）

● 2号認定②保育必要

平成27年度のニーズ量が26年度の実績見込みに対して73人減少しています。これは、3～5歳の人口推計が52人減少すること、またニーズ調査の結果では2号認定で教育（幼稚園）を希望する人が多かったことが影響しているものと思われます。現実的には、2号認定の幼稚園希望者が保育へ移行することが考えられます。

こうした状況を考慮しても、減少傾向にあることから、現在の施設でニーズ量は確保できる状況にあります。

● 3号認定

ニーズ量はニーズ調査の意向を受けて増加するものの、人口推計値が減少にあることから、平成30年度には現在と同数程度になると見込まれます。

3号認定児童の受け入れにあたっては、本市では保育士の確保が一番の課題であり、効率的で安定的な保育所運営を推進する必要があります。そのため、平成27年度末には老朽化している公立保育

所（朝田・千足）2 か所を廃止して、新たに民間保育所を整備の上、平成 28 年度から運営を開始する予定です。今後もニーズ量の変化に柔軟に対応して、更なる保育所の統廃合と民営化を進めていくことが必要です。

（３）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

（４）教育・保育の質の向上

幼稚園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

（５）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ③ 一時預かり事業
- ④ 時間外保育事業（延長保育）
- ⑤ 病児・病後児保育事業
- ⑥ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ⑦ 妊婦健康診査
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑪ 利用者支援事業【新規】
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業の概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供等を実施する事業です。

本市の現状

市内2か所で地域子育て支援センターを開設しています。

名称（実施場所）	子育て相談	その他実施行事等
こども交流室 （うきは市総合福祉センター2階）	月～金曜日及び第1土曜日 9時～17時	リサイクル用品の貸出、育児サークル支援、たんぽぽ交流室、育児講座 他
遊林ランド （認定こども園遊林愛児園 隣）	毎日 9時～17時	プレママ・パパ体験、満1歳を祝おう！誕生会・子育て懇談会 他

（年間延べ利用者数）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
こども交流室	2,999人	2,818人	3,107人
遊林ランド	1,280人	1,865人	1,895人

量の見込み

（年間延べ利用者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	5,092人回	5,350人回	5,474人回	5,626人回	5,687人回
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

確保の方策

「こども交流室」は例年3,000人程度の利用があります。「遊林ランド」は平成24、25年度各1,900人弱の利用でしたが、平成26年度は上半期の利用が1,900人を超えています。そのため、6,000人の供給量は確保されていることから、現状での対応が可能な状況にあります。

基本的考え

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰もがいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の創出に努めます。併せて、必要な人に情報が届くように情報発信力の向上に努めます。

② 子育て援助活動支援事業（就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（みまもり会員）との相互援助活動を行う事業です。（ここでは小学生が対象）

本市の現状

久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の4市2町は、都市機能や生活機能の強化のため、連携・役割分担を行う「久留米広域定住自立圏」を形成しています。その取組により、平成23年4月から「ファミリー・サポート・センターくるめ」の広域利用が可能となっています。これまで、乳幼児対象の利用実績は数件ありますが、小学生対象の利用実績はありません。

量の見込み

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

確保の方策

「ファミリー・サポート・センターくるめ」の平成25年度みまもり会員は、28人が登録されています。調査結果ではニーズ量はありますが、供給体制としては確保できています。

基本的考え

本市では、同様の事業を子育てサポートグループ「菜の花」やシルバー人材センター等で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業については、現状を維持し、啓発活動による会員の確保や援助会員のレベルアップのための研修充実の取組を支援します。

③ - 1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業の概要

幼稚園における通常の教育時間終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業です。

本市の現状

市内の幼稚園は吉井幼稚園 1 か所です。一時預かり事業を実施しています。

(年間延べ利用者数)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
吉井幼稚園	4,094 人	3,527 人	3,711 人

量の見込み

(年間延べ利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,590 人日	4,621 人日	4,499 人日	4,438 人日	4,286 人日
1 号認定	490 人日	493 人日	480 人日	474 人日	457 人日
2 号認定 (幼稚園希望)	4,100 人日	4,128 人日	4,019 人日	3,964 人日	3,829 人日
②確保方策	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日	5,000 人日
②－①＝	410 人日	379 人日	501 人日	562 人日	714 人日

確保の方策

幼稚園の預かり保育は、平成 25 年度の実績 3,711 人に対し最大で 4,621 人のニーズ量があります。しかし、供給量は平成 21 年度の実績に基づき 5,000 人を確保できると考えられることから対応は可能な状況にあります。

基本的考え

今後とも利用者のニーズに対応できるよう、事業者と調整して適切な提供体制の確保に努めます。

③ - 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業の概要

【一時預かり事業】

保護者の不規則な就労や病気等の理由により家庭での保育ができない場合に、認定こども園や保育所で一時的な保育を行う事業です。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】

②の子育て援助活動支援事業に同じです。（ここでは乳幼児が対象）

本市の現状

【一時預かり事業】

（年間延べ利用者数）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
若葉保育園	477 人	783 人	937 人
遊林愛児園	217 人	57 人	82 人
合 計	694 人	840 人	1,019 人

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターくるめ）】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
活動件数	3 件	1 件	2 件
会員数	39 人	47 人	61 人

量の見込み

（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,621 人日	2,580 人日	2,497 人日	2,437 人日	2,354 人日
②確保方策	2,940 人日	2,940 人日	2,940 人日	2,940 人日	2,940 人日
保育所及び認定こども園	2,640 人日	2,640 人日	2,640 人日	2,640 人日	2,640 人日
ファミリー・サポート・センター	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日	300 人日
②－①＝	319 人日	360 人日	443 人日	503 人日	586 人日

確保の方策

保育所の一時保育事業で確保できる供給量は、若葉保育園が 1,920 人（8 人×20 日×12 月）、遊林愛児園が 720 人（3 人×20 日×12 月）で計 2,640 人を見込んでいます。ニーズ量はこれにより確保できますが、利用を希望すると回答した 232 人の内、39 人（16.8%）がファミリー・サポート・センターの利用を希望しています。そのため、会員数を基に 300 人（みまもり会員 28 人×1 回×12 月）を供給量に加算しています。

基本的考え

緊急的に預かりを必要とする保護者の増加も予測されることから、適切な提供体制の確保に努めます。

④時間外保育事業（延長保育）

事業の概要

保育の認定を受けた子どもの通常の利用日及び時間以外に、認定こども園や保育所等で保育を行う事業です。

本市の現状

認定こども園と保育所の計 4 か所で、通常の開所時間（11 時間）を延長して保育（延長保育事業）を実施しています。

（利用実人数）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
若葉保育園	60 人	61 人	38 人
朝田保育所	21 人	28 人	39 人
遊林愛児園	21 人	26 人	46 人
御幸保育園	6 人	5 人	4 人
合 計	108 人	120 人	127 人

量の見込み

（利用実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	141 人	147 人	148 人	152 人	152 人
②確保方策	155 人	155 人	155 人	155 人	155 人
②－①＝	14 人	8 人	7 人	3 人	3 人

確保の方策

延長保育を実施している保育所 4 か所の平成 21 ～ 25 年度実績から、最大数値を各保育所の供給量と見込みました。ニーズ量は供給量を下回るため、現状で対応できる状況にあります。

また、朝田保育所と千足保育所を廃止して平成 28 年度に開設する民間保育所においても延長保育を実施しますので、平成 28 年度からはさらに供給量は拡大する予定です。

基本的考え

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測されることから、事業者と調整し、制度の更なる充実や人材の確保に努めます。

⑤病児・病後児保育事業

事業の概要

病中または病気の回復期で集団保育が困難な児童に対して、医療機関や保育所などに付設された専用のスペース等において保育を行う事業です。

本市の現状

本市には病児・病後児保育を実施できる施設はありません。しかし、久留米広域定住自立圏の協定により、久留米大学医療センター内「エンゼルキッズ」及び久留米大学旭町キャンパス内「すくすくランド」の広域利用が可能になっています。

これまで利用された実績はありません。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用児童数	0 人	0 人	0 人

量の見込み

(年間延べ利用者数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,306 人日	1,290 人日	1,248 人日	1,220 人日	1,178 人日
②確保方策	- 人日	- 人日	- 人日	- 人日	1,178 人日
②－①＝	▲ 1,306 人日	▲ 1,290 人日	▲ 1,248 人日	▲ 1,220 人日	0 人日

確保の方策

病児・病後児保育のニーズ調査に基づく量の見込みは、実績と大きな乖離が生じている実態がありますが、実績がない本市では量の見込みの補正は行っていない。

実際の利用者数の予測が困難で、現在のところ市内の医療機関等で事業者を確保できる目途は立っていませんが、実施できるよう継続して検討を行います。

基本的考え

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、風邪の流行期など時期により利用度の差が大きい事業ですが、ニーズは高い事業であることから、病児・病後児保育施設の設置を検討します。

⑥放課後児童健全育成事業（学童保育所）

事業の概要

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本市の現状

遊力学童保育所は社会福祉法人の運営ですが、それ以外はすべて保護者会に委託して運営しています。

【登録者数】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
低学年	184 人	187 人	234 人
高学年	63 人	47 人	54 人

※平成 23 年度は長期休暇等限定登録者を含む。

※平成 25 年度は遊力学童保育所分が加わる。（低学年 40 人、高学年 10 人）

【平成 25 年度平日登録者数】

（単位：人）

名称	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上	合計
吉井学童保育所	20（ 4）	13（ 0）	12（ 2）	15（ 8）	60（14）
千年学童保育所	15（ 0）	14（ 4）	9（ 0）	2（ 1）	40（ 5）
福富学童保育所	16（ 2）	12（ 6）	12（ 5）	4（ 6）	44（19）
江南学童保育所	10（ 0）	5（ 0）	3（ 0）	11（ 0）	29（ 0）
御幸学童保育所	17（ 0）	0（ 0）	13（ 1）	0（ 1）	30（ 2）
御幸第 2 学童保育所	0（ 0）	17（ 2）	0（ 0）	2（ 4）	19（ 6）
大石学童保育所	2（ 0）	7（ 0）	2（ 2）	7（ 3）	18（ 5）
姫治学童保育所	2（ 0）	2（ 0）	3（ 0）	10（ 0）	17（ 0）
遊力学童保育所	10（ 4）	13（ 5）	5（ 3）	3（ 7）	31（19）
合 計	92（10）	83（17）	59（13）	54（30）	288（70）

※（ ）内は長期休暇等限定登録者数

量の見込み

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	216 人	209 人	211 人	197 人	199 人
②確保方策	216 人	209 人	211 人	197 人	199 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	64 人	63 人	65 人	66 人	64 人
②確保方策	64 人	63 人	65 人	66 人	64 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保の方策

ニーズ調査に伴う量の見込みは、平成 25 年度実績を下回る結果になりました。しかし、新たに条例で定めた「専用区画の面積」、及び「支援の単位を構成する児童数」で弾力的運営を実施している学童保育所もありますので、ニーズ量は児童の減少に伴い減少傾向にありますが、確保する人数は量の見込みの人数と同数としました。

なお、平成 27 年度には新たに妹川学童保育所を開設する予定です。また、平成 28 年度には福富コミュニティーセンター改築に伴い福富学童保育所の施設整備を行う予定です。廃止後の朝田保育所の利用についても検討します。

基本的考え

放課後や長期休暇期間における安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、小学校との連携を密にして計画的な施設整備を行うとともに、指導員の人材確保・育成に努めます。また、運営のあり方についても保護者会や指導員会と協議して、安定的な運営の推進に努めます。

⑦妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市の現状

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券（合計 14 回分）を交付しています。補助券は福岡県・大分県・佐賀県の医療機関及び福岡県助産師会加盟の助産所で使用できます。里帰り出産などの理由で補助券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行っています。

検査項目：妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期：【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

◆妊娠初期より妊娠 23 週（第 6 月末）まで：4 週間に 1 回

◆妊娠 24 週（第 7 月）より妊娠 35 週（第 9 月末）まで：2 週間に 1 回

◆妊娠 36 週（第 10 月）以降分娩まで：1 週間に 1 回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14 回程度になります。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊娠届出数	254 人	242 人	258 人
受診件数	2,781 件	2,913 件	2,827 件

量の見込み

【人 数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	240 人	233 人	225 人	217 人	210 人
②確保方策	240 人	233 人	225 人	217 人	210 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【回 数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,630 回	2,553 回	2,465 回	2,378 回	2,301 回
②確保方策	2,630 回	2,553 回	2,465 回	2,378 回	2,301 回
②－①＝	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

確保の方策

現状を継続します。

基本的考え

安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供及び乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握、育児に関する相談・助言などを行う事業です。

本市の現状

助産師1名で全戸訪問しています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家庭訪問件数	248件	245件	243件

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	221人	214人	206人	199人	193人
②確保方策	221人	214人	206人	199人	193人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

確保の方策

現状を継続します。

基本的考え

乳児家庭にとって重要な事業であることから、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要

【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業等により特に養育支援が必要と思われる家庭を訪問し、養育が適切に行われるための相談、指導、助言などを行う事業です。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

子どもに関するさまざまな問題の相談に応じ、個々の子どもや家庭に応じた助言・指導を行うことで、要保護児童等の早期発見、早期対応、再発防止につなげる事業です。

本市の現状

【養育支援訪問事業】

乳児家庭全戸訪問事業を行う助産師 1 名が訪問しています。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

家庭児童相談員 2 名を配置して、要保護児童等の相談・支援業務を行っています。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、ネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ訪問回数	31 回	20 回	24 回
ケース検討会議件数	15 件	16 件	17 件

量の見込み

【養育支援訪問事業】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	23 人	22 人	22 人	21 人	20 人
②確保方策	23 人	22 人	22 人	21 人	20 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

確保の方策

現状を継続します。

基本的考え

養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業については、関係機関と綿密に連携し、早急な対応に努めます。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者の疾病などにより家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

本市の現状

本市には児童養護施設等がないため、久留米児童相談所に保護をお願いしたケースはありますが、子育て短期支援事業の実施はありません。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	▲ 3 人日	▲ 3 人日	▲ 3 人日	▲ 3 人日	▲ 3 人日

確保の方策

ニーズ量も少なく同事業を実施する予定はありませんが、児童相談所の一時保護で対応できないケースについては、市外の児童養護施設等との委託契約による実施も検討します。

基本的考え

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされてきていることから、状況の変化に対応して必要なサービスが提供できるよう努めます。

⑪利用者支援事業

事業の概要

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の集約や提供を行うとともに、相談に応じて関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。【新規事業】

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①＝	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

確保の方策

市役所の子育て支援担当窓口で実施します。

基本的考え

関係施設や事業者と連携を密にして情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や子育て支援事業を利用できるよう情報提供を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。【新規事業】

基本的考え

今後国が示す事業内容・給付条件の詳細、市の財政負担、事業効果等を考慮して実施の必要性を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。【新規事業】

基本的考え

当該サービスの需給状況、今後国が示す事業内容の詳細、事業効果等を考慮して実施の必要性を検討します。

第5章

計画の推進体制

1 市民や関係機関等との連携

子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など、子育て支援に関与する者で構成する「うきは市子ども・子育て会議」において、専門的及び一般的見地から幅広い意見を聴取し施策に反映させます。

また、計画の推進にあたっては、市民の多様なニーズの把握に努め、市内関係機関及び団体等と協働して計画を推進します。

2 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。そのため、毎年度「うきは市子ども・子育て会議」に計画の進捗状況を報告するとともに評価を行い、取組内容の改善等を図ります。

なお、計画に定めた「量の見込み」や「確保内容」に乖離がある場合や、国の制度改正等により事業の変更や創設が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

- 1 うきは市子ども・子育て会議条例
- 2 うきは市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 うきは市子ども・子育て支援事業計画策定経過の概要
- 4 子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先

1 うきは市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 21 日条例第 22 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、うきは市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務をつかさどる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員が招集に応じて出務したときの報酬及び費用弁償は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 46 号）に定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 うきは市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏 名	所属等	備考
1	安元 ひろみ	民生委員・児童委員代表	会 長
2	佐々木 信子	小学校校長会代表	
3	重岡 晴久	幼稚園代表	
4	處 愛美	教育委員会代表	
5	矢野 順子	学童保育所代表	
6	高木 康妃	子育てグループ代表	
7	江藤 妙子	うきは市保育協会代表	
8	清原 宗	うきは市保育協会代表	
9	佐藤 智水	子育て支援センター代表	副会長
10	川原 ゆり子	子育て支援センター代表	
11	石井 剛士	事業者代表	
12	秦 賛恵	公募委員	
13	樋口 隆三	公募委員	
14	藤川 由美	公募委員	
15	平川 智恵	公募委員	
16	小林 美沙紀	公募委員	

3 うきは市子ども・子育て支援事業計画策定経過の概要

年	月 日	主な内容
平成 25 年	10月7日 第1回 子ども・子育て会議	① 子ども・子育て支援新制度について ② スケジュールについて ③ ニーズ調査の内容について
平成 26 年	1月14日 第2回 子ども・子育て会議	① 調査結果速報について
	3月19日 第3回 子ども・子育て会議	① 「量の見込み」の算出について
	5月23日 第4回 子ども・子育て会議	① 「教育・保育提供区域の設定」について ② 「推計ニーズ量」について ③ 「アンケート自由回答」について
	7月9日 第5回 子ども・子育て会議	① 「子ども・子育て支援制度に係る各種基本条例」について ② 「うきは市子ども・子育て支援事業計画（たたき台）」について
	10月10日 第6回 子ども・子育て会議	① 「量の見込みと確保方策」について
	12月22日 第7回 子ども・子育て会議	① 「うきは市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について ② 素案に関する意見募集（パブリックコメント）について
平成 27 年	2月18日 第8回 子ども・子育て会議	① 意見募集（パブリックコメント）の結果について ② 資料編の追加について

4 子ども・子育て支援に関する主な事業の連絡先

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
妊娠したら		
母子健康手帳の交付	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎ 75 - 4960
妊婦健康診査		
カンガルースクール（母親学級）		
出産育児一時金	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎ 75 - 4973
子どもが生まれたら		
出生届	(市) 市民生活課 住民係	☎ 75 - 4972
乳幼児医療制度	(市) 市民生活課 国保・年金係	☎ 75 - 4973
児童手当	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎ 75 - 4961
赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査	(市) 保健課 食育・健康対策係	☎ 75 - 4960
モグモグスクール（離乳食教室）		
ママと赤ちゃんの健康診査・相談・教室		
定期予防接種		
夜間小児救急医療	夜間小児救急医療電話相談窓口 久留米広域小児救急センター (聖マリア病院内)	☎ #8000 又は ☎ 0942 - 37 - 6116
子どもと遊ぶ		
地域子育て支援センター	こども交流室（吉井町 347-1）	☎ 75 - 5530
	遊林ランド（浮羽町高見 679-2）	☎ 77 - 4336
子育てサークル	ちびっこ広場（うきは市社会福祉協議会）	☎ 76 - 3977
	ひよこくらぶ（こども交流室）	☎ 75 - 5530
	ぴよぴよくらぶ（吉井幼稚園）	☎ 75 - 3281
保育所園庭開放	各保育所にお問い合わせください	
市内の公園	(市) 農林商工観光課 農商工観光連携係	☎ 75 - 4975
子どもを預ける		
保育所	(市) 福祉事務所 子育て支援係	☎ 75 - 4961
市立	若葉保育園（吉井町 692-1）	☎ 75 - 2836
市立	千年保育園（吉井町千年 236-5）	☎ 75 - 2863
市立	千草保育園（吉井町福益 246-3）	☎ 75 - 2212
市立	いずみ保育園（吉井町江南 85-3）	☎ 75 - 2520
市立	山春保育所（浮羽町山北 941-2）	☎ 77 - 2824
市立	浮羽保育所（浮羽町流川 242-3）	☎ 77 - 2344
市立	朝田保育所（浮羽町朝田 61-2）	☎ 77 - 3422
市立	千足保育所（浮羽町朝田 223-1）	☎ 77 - 2871
私立	御幸保育園（浮羽町東隈上 562-3）	☎ 77 - 5581
私立	遊林愛児園（浮羽町高見 679-2）	☎ 77 - 4336
幼稚園	学校法人 吉井幼稚園（吉井町 1085-1）	☎ 75 - 3281
幼稚園就園奨励費等	(市) 学校教育課 学事係	☎ 75 - 4950

問い合わせ内容等	関係部署・機関	電話番号
子どもを預ける		
保育所の一時預かり	若葉保育園（吉井町 692-1）	☎ 75 - 2836
	遊林愛児園（浮羽町高見 679-2）	☎ 77 - 4336
保護者の用事・リフレッシュ時等に預かり	ファミリー・サポート・センターくるめ	☎ 0942 - 37 - 8888
	うきは子育てサポート菜の花	☎ 090 - 5926 - 3923
託児、家事支援	市シルバー人材センター	☎ 75 - 5544
家事支援	（有）たんぼぼ	☎ 76 - 4654
病児・病後児保育	久留米大学医療センター内「エンゼルキッズ」	☎ 0942 - 22 - 6221
	久留米大学旭町キャンパス内「すくすくランド」	☎ 0942 - 31 - 7988
小学校のこと		
就学援助制度、通級指導教室等	（市）学校教育課 学事係	☎ 75 - 4950
学童保育所	（市）福祉事務所 子育て支援係	☎ 75 - 4961
	吉井学童保育所	☎ 76 - 5425
	千年学童保育所	☎ 76 - 5900
	福富学童保育所	☎ 76 - 4888
	江南学童保育所	☎ 75 - 5160
	御幸学童保育所	☎ 77 - 8791
	大石学童保育所	☎ 77 - 5432
	姫治学童保育所	☎ 77 - 5545
	遊林学童保育所	☎ 77 - 4336
各種支援		
障害のある児童への各種福祉サービス	（市）福祉事務所 福祉係	☎ 75 - 4961
児童扶養手当	（市）福祉事務所 子育て支援係	☎ 75 - 4961
ひとり親家庭等医療費助成制度	（市）市民生活課 国保・年金係	☎ 75 - 4973
悩み事があるとき		
乳幼児の成長、発達に関すること	（市）保健課 食育・健康対策係	☎ 75 - 4960
子育ての悩みや不安に関すること	こども交流室（吉井町 347-1）	☎ 75 - 5530
	遊林ランド（浮羽町高見 679-2）	☎ 77 - 4336
子ども、家庭、女性に関すること	家庭児童相談室（子育て支援係）	☎ 73 - 9151
	北筑後保健福祉環境事務所	☎ 0946 - 22 - 4195
不登校・ひきこもりに関すること	うきは市社会福祉協議会	☎ 76 - 3996
子どもの発達・気になる子の通告に関すること	久留米児童相談所	☎ 0942 - 32 - 4458
ひとり親家庭・DV に関すること	北筑後保健福祉環境事務所（分庁舎）	☎ 0942 - 30 - 1072
その他さまざまな相談に関すること	うきは市社会福祉協議会	☎ 76 - 3977

うきは市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

■発 行 うきは市 福祉事務所子育て支援係

〒 839-1393

福岡県うきは市吉井町新治 316

TEL : 0943-75-4961

FAX : 0943-75-4963